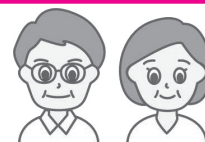


2019年度 商品パンフレット保存版

## 富士ゼロックス団体保険のご案内

お得な  
保険料最大約 **40%**の  
割引適用！団体保険としての各種割引が  
適用されたお得な保険料！社員グループ保険は加入いただける保  
険金額が拡大しました！  
詳細はP 20 をご覧ください。  
条件を満たせば退職後年齢70歳6カ月  
まで継続加入できる制度になりました！  
詳細は別冊のP 37・P 45 をご覧  
ください。ご家族の方の加入も可能！  
(一部商品を除く)従業員の皆さまと  
ご家族の安心に！退職後も継続可能！  
(一部商品を除く)簡単な  
お手続きお申込みやお手続きは  
とっても簡単！また保険料は給与天引きで  
安心！(告知が必要な商品も簡易な告知で  
お申込みいただけます。)役立つ  
保険充実した  
保障(補償)内容！必要な保障(補償)を選択し  
自由に設計！

## 年に一度、保険の見直しをしませんか？

【申込方法】

1 前年同条件で継続

書類のご提出やインターネット(ウェブサイト)での  
お手続きは不要です。

2 新規・変更・脱退

必要事項を記入のうえ、希望商品の  
加入申込票(申込書)をご提出ください。※右記商品はインターネット(ウェブサイト)での  
お手続きが可能です。・団体損害保険(三井住友海上)  
・自動車保険(三井住友海上・東京海上日動)

お手続きはFFBX ホームページから

<http://www.ffbx.co.jp/index.html>

※お申込みの際には、P 7~8 および別冊の重要事項説明書等を必ずお読みください。



【申込締切日】2019年2月15日(金)

富士フイルムホールディングス株式会社

# 「公的制度や会社制度があるから大丈夫！」と 安心していませんか？



制度を活用しても不足してしまう  
リスクは**自助努力**が必要です。

備えておくべきリスクを見直して  
必要な保険に加入しましょう。

例えば病気の治療費は…

治療費	自己負担分の医療費や 入院時の食費・ 差額ベッド代等
	富士フィルムグループ健保 による給付 自己負担額から1か月1件当たり 25,000円を超えた金額
	公的健康保険による給付 治療の7割



**1** 公的制度で保障(補償)される内容を確認しましょう  
 》ご自身やご家族の活用できる制度を確認しましょう。

**2** 会社制度で保障(補償)される内容を確認しましょう  
 》会社の制度などは変更される場合があります。定期的に確認をしましょう。

**3** 自己負担が必要な保障(補償)を確認しましょう  
 》 [商品一覧へ](#) [ラインナップへ](#)  
 》不足している保障(補償)を確認しましょう。商品ラインナップも参考にしてください。

不明な点があれば保険サービスセンターへご相談ください。

**4** プランを選びましょう  
 》 [各商品ページへ](#)  
 》用意されている商品には多様なプランがあります。必要なプラン、オプションを選択しましょう。

## 2019年度の主な改定について

### 社員グループ保険が変わりました！

○最高保険金額が拡大しました！

本人は、3,500万円、4,500万円、5,000万円、5,500万円、6,000万円が追加されます。  
 配偶者は1,500万円、2,000万円、2,500万円、3,000万円が追加されます。  
 詳細はP20をご確認ください。

死亡保険金額(高度障がい保険金額)

	昨年度 (2018年度)	今年度 (2019年度)
本人	4,000万円	6,000万円
配偶者	1,000万円	3,000万円

○退職後(自己都合退職を除く)年齢70歳6カ月まで継続加入可能な制度となります！  
 ※保険金額は本人4,000万円、配偶者1,000万円が上限となります。詳細は別冊P37・P45をご確認ください。

### 三井生命より生活習慣病に備える新商品登場！

三大疾病診断時には、100万円の一時金が保障されます！

### 4月以降、団体損害保険は中途加入・脱退のお手続きが可能になります！

詳細は3月頃別途イントラネット等でお知らせいたします。

## 目次

1. はじめに	P 1
2. 2019年度の主な改定について・目次	P 2
3. ライフイベントごとのリスクと商品ラインナップ	P 3~4
4. 富士ゼロックス団体保険 商品一覧	P 5~6
5. 新規加入・変更・脱退(解約)のお手続き方法	P 7
6. インターネット(ウェブサイト)によるお手続き・お見積りについて お手続きの注意点、ご退職時のお手続き	P 8
7. 商品説明	P 9~52
8. 引受保険会社一覧	P 53~54
9. 事故時のご連絡先、お問い合わせ先・取扱代理店	裏面

ケガ保険  
 病気保険  
 携行品保険  
 賠償保険  
 ゴルフ保険  
 サポート  
 長期収入  
 社員グループ  
 家族生活費  
 生活習慣病  
 医療保険  
 がん保険  
 自動車保険  
 火災保険  
 ハット保険

# ライフイベントごとのリスクと商品ラインナップ

各年代で必要となる保障(補償)を表示しています。複数の商品がある分野はご自身にあったプランを選びましょう。

商品内容の見かた		入社～独身時 例：本人 24 歳男性		結婚したら 例：本人 32 歳男性 妻 30 歳女性		家族が増えたら 例：本人 40 歳男性 妻 38 歳女性 長女 6 歳 両親 65 歳			子供が独立したら 例：本人 56 歳男性 妻 54 歳女性				
商品名 おすすめする保険金額・プラン		本人		本人		配偶者		本人		配偶者			
死亡	生命保険	ニッセイ、 明治安田	社員グループ保険 死亡 300万円	社員グループ保険 死亡 1,000万円		社員グループ保険 死亡 3,000万円	社員グループ保険 死亡 300万円		社員グループ保険 死亡 1,000万円	社員グループ保険 死亡 150万円			
						家族生活費(費)保障保険 本人加入 2コース + 遺児教育資金			家族生活費(費)保障保険 本人加入 2コース				
公的制度や会社制度		例：富士フィルムグループ健康保険組合・共済会・公的年金など								(加入や給付対象などは担当部門へご自身でご確認をお願いいたします。)			
医療	団体損害保険 (一年更新タイプ)	三井住友 海上火災	ケガ保険 1A 病気保険 8I(1口)	ケガ保険 1A 病気保険 8I(1口)	ケガ保険 1C 病気保険 8I(1口)	ケガ保険 1A 病気保険 8E(1口)	K2(1口) 親介護3(一時金 +休業補償) (父親)(母親)	ケガ保険 1C 病気保険 8I(1口)	ケガ保険 1C 病気保険 8I(1口)	ケガ保険 1A 病気保険 8E(1口)	K2(1口) 親介護3(一時金 +休業補償) (父親)(母親)	ケガ保険 1C 病気保険 8I(1口)	
	生活習慣病保障 (一年更新タイプ)	三井生命	生活習慣病保障プラン 3口	生活習慣病保障プラン 3口	生活習慣病保障プラン 3口	生活習慣病保障プラン 3口	生活習慣病保障 プラン 3口		生活習慣病保障 プラン 3口	生活習慣病保障プラン 3口		生活習慣病保障プラン 3口	
	医療保険 (終身タイプ)	アクサ生命、 アフラック	医療保険 アクサ生命 プライム60 入院日額 5,000円 または アフラック EVER 通院ありプラン 入院日額 5,000円	医療保険 アクサ生命 プライム60 入院日額 5,000円 または アフラック EVER 通院ありプラン 入院日額 5,000円	医療保険 アフラック EVER 通院ありプラン 入院日額 5,000円	医療保険 アクサ生命 プライム60 入院日額 5,000円 または アフラック EVER 通院ありプラン 入院日額 5,000円	医療保険 アクサ生命 プライム60 入院日額 5,000円 または アフラック EVER 通院ありプラン 入院日額 5,000円		医療保険 アフラック EVER 通院ありプラン 入院日額 5,000円	医療保険 アクサ生命 プライム60 入院日額 5,000円 または アフラック EVER 通院ありプラン 入院日額 5,000円	医療保険 アフラック EVER 通院ありプラン 入院日額 5,000円		医療保険 アフラック EVER 通院ありプラン 入院日額 5,000円
公的制度や会社制度		例：富士フィルムグループ健康保険組合・共済会・健康保険など		一部更新型の特約を除き、 加入時の保険料は一生変わりません！				がんへの備えとして アフラックDays1 ベースプラン*		がんへの備えとして アフラックDays1 ベースプラン*			
公的制度や会社制度		例：富士フィルムグループ健康保険組合・共済会など								(加入や給付対象などは担当部門へご自身でご確認をお願いいたします。)			
所得補償	長期収入 サポートプラン	三井住友 海上火災		長期収入サポートプラン A(3口) 15万円/月		長期収入サポートプラン A(5口) 25万円/月							
	公的制度や会社制度		例：富士フィルムグループ健康保険組合・共済会など								(加入や給付対象などは担当部門へご自身でご確認をお願いいたします。)		
身の回りの補償	団体損害保険	三井住友 海上火災	賠償保険 5F 携行品保険 10F ゴルファー保険 6F	賠償保険 5F 携行品保険 10G ゴルファー保険 6F		賠償保険 5F 携行品保険 10G ゴルファー保険 6F			賠償保険 5F 携行品保険 10G ゴルファー保険 6F				
	公的制度や会社制度		例：富士フィルムグループ健康保険組合・共済会など										

ケガ保険  
病気保険  
携行品保険  
賠償保険  
ゴルファー保険  
サポートプラン  
長期収入  
社員グループ保険  
家族生活費  
保障プラン  
生活習慣病  
医療保険  
がん  
医療保険  
自動車保険  
火災  
地震  
保険  
保険  
ペット  
保険

 ペット保険や自動車保険もご用意しています！ 

団体損害保険は入院日額 5,000 円のプランを掲載しています。  
\*抗がん剤・ホルモン剤治療特約、がん先進医療特約は 10 年更新です。



# 富士ゼロックス団体保険 商品一覧

富士ゼロックス、富士ゼロックス販売会社・関連会社にお勤めの皆さまとご家族さまだけが加入いただける制度です。

保険種類	プラン	掲載ページ	保険料割引率等	引受(幹事) 保険会社	保障(補償) 対象地域	加入対象者 (被保険者となれる方)	加入年齢 (保険始期日時点)	退職後の継続	保険始期 (契約日)	保険終期	保険料払込方法 (給与天引き)	インターネット (ウェブサイト) 手続き		
各種の損害に備える保険	団体損害保険	ケガ保険	P9~10	40.15%	三井住友海上火災	国内外問わず	本人および家族	制限なし	○ 団体割引で継続可	2019年 4月21日 午後4時	2020年 4月21日 午後4時	6月給与から	○ 保険募集期間のみ	
		病気保険	P11~12	33.5%		*2	本人および家族	1才~79才	○ 団体割引で継続可					
		賠償保険	P13	33.5%*1		*3	本人 (家族*4は自動対象)	制限なし	○ 団体割引で継続可					
		携行品保険	P13	33.5%*1		国内外問わず	本人 (ファミリータイプ有)	制限なし	○ 団体割引で継続可					
		ゴルファー保険	6E、6D 6A、6B	P14		30%	*5	本人および家族	制限なし					○ 団体割引で継続可
		長期収入サポートプラン	6F	P14		33.5%*1	*6	本人	制限なし					○ 団体割引で継続可
万一の死亡・所定の高度障がい	に備える保険	社員グループ保険	P19~24	団体取扱	日本生命	国内外問わず	本人および配偶者	本人 14歳6カ月超* 70歳6カ月以下 (75歳6カ月まで継続可) *配偶者は満16歳以上	△ 詳細は別冊 P37・P45 をご確認ください。	2019年 4月1日	2020年 3月31日	4月給与から	×	
		家族生活(費)保障保険 (生活保障資金・遺児教育資金) 三大疾病保障保険	P25~34	団体取扱	明治安田生命	国内外問わず	本人および配偶者	17歳6カ月超~ 59歳6カ月 (新規加入)	×	5月1日	翌年 4月30日	5月給与から	×	
生活習慣病・三大疾病に備える保険	生活習慣病保障プラン	P35~36	団体取扱	三井生命	国内外問わず	本人および配偶者	本人 15歳6カ月超* 69歳6カ月以下 *配偶者は満16歳以上	×	2019年 4月1日	2020年 3月31日	4月給与から	×		
病気やケガに備える保険	医療保険	入院保障保険 (プライム 60)	P37~46	約3%	アクサ生命	国内外問わず	本人および家族*7	0歳~70歳	○ 個別扱いで継続可	富士ゼロックス(株) 4月1日 富士ゼロックス 関連会社 5月1日	一生の保障 (一部の特約は10年更新)	富士ゼロックス(株) 4月給与から 富士ゼロックス 関連会社 5月給与から	×	
		ちゃんと応える医療保険 EVER	P47	約0.8%	アフラック	国内外問わず	本人および二等親以内の家族	0歳~満85歳	○ 個別扱いで継続可*8	随時	一生の保障 (一部の保障・特約は10年更新)	保険契約日の 当月給与から	×	
		生きるためのがん保険 Days1	P48	約1.0%		国内外問わず	本人および二等親以内の家族	0歳~満85歳 レディースプランは 満15歳~満70歳	○ 個別扱いで継続可*8	随時	一生の保障 (一部の保障・特約は10年更新)	保険契約日の 当月給与から	×	
自動車の保険	自動車保険	P49	32.5%* ※2019年 3月1日~	三井住友海上火災 東京海上日動火災	国内のみ	本人および家族	制限なし	○ 団体割引で継続可	随時	保険始期月の 2ヵ月後給与から	○			
住まいの保険	火災保険/地震保険	P50	10% (火災保険のみ)	三井住友海上火災	国内のみ	本人および家族	制限なし	○ 団体割引で継続可	随時	保険始期月の 2ヵ月後給与から	×			
ペットの保険	ペット保険 どうぶつ健保	P51~52	月払約10%* 年払 3% *保険料の分割割 増がかららない ため	アニコム損保	国内のみ	本人および家族 (保険の対象 犬・猫)	犬・猫 7才11ヵ月まで	○ 団体割引で継続可	随時	保険期間開始月の 2ヵ月後より 口座振替	×			

\*1 傷害死亡・後遺障害は40.15%  
\*2 基本補償、親介護は国内外問わず、先進医療は国内で先進医療を受けた場合のみ対象  
\*3 傷害死亡・後遺障害、個人賠償は国内外問わず、受託物賠償は国内で借りたもののみ対象

\*4 賠償保険の対象となる家族とは本人、配偶者、本人または配偶者と同居の親族、本人または配偶者と別居の未婚の子 (詳細は別冊 P21 の 1. (1) を参照ください。)  
\*5 賠償責任補償・傷害補償・用品補償は国内外問わず、ホールインワン・アルパトロス費用補償は国内のみ補償

\*6 傷害死亡・後遺障害は国内外問わず、ホールインワン・アルパトロス費用補償は国内のみ補償  
\*7 対象となる被保険者は、本人・配偶者および同居または生計を一にするご家族 (ごども・父母)  
\*8 富士ゼロックス(株)の社員の方は退職後の取扱いが異なる場合があります

りますので、取扱代理店までお問い合わせください。  
【注意】 この表示は各社保険商品の概要を示したものであり、参考情報として提供するものです。商品の詳細はパンフレット・契約概要等を必ずご確認ください。また、ご不明な点については取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。



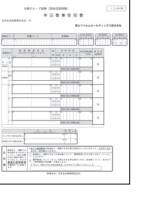
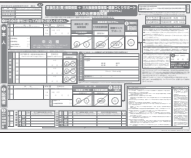
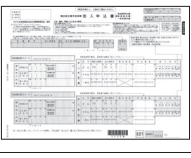
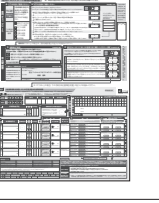
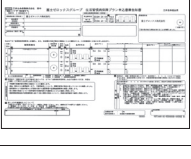
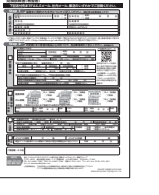
ケガ保険  
病気保険  
賠償保険  
携行品保険  
ゴルファー保険  
サポート  
長期収入  
社員グループ保険  
家族生活費  
生活習慣病  
医療保険  
がん保険  
自動車保険  
火災地震保険  
ペット保険



# 新規加入・変更・脱退（解約）のお手続き方法

お申込みの際にはP5～6の商品一覧と別冊の重要事項説明書（ご加入にあたっての留意点）を必ずご確認ください。

◎：団体募集期間のみ手続き可能 ○：いつでも手続き可能 △：お電話／Eメール等で弊社まで連絡ください ×：手続き不可

商品名		帳票サンプル	記入例	新規加入	内容変更	脱退(解約)	変更なし
団体損害保険	ケガ保険 病気保険 (オプション:先進医療・親介護) 賠償保険 携行品保険 ゴルファー保険 長期収入サポートプラン	A3サイズ・横 「富士フィルムグループ団体損害保険 加入申込票兼健康状況告知書」 	加入申込票と 共に同封	◎			
	所得補償プラン	A4サイズ・縦 「富士ゼロックス 所得補償プラン 加入申込票兼 健康状況告知書」 	別冊「所得補償 プランのご案内」 最終ページ に記載 ※	×	◎ 減口 のみ	◎	
生命保険	社員グループ保険	A4サイズ・縦 「社員グループ保険 (団体定期保険) 申込書兼告知書」 	パンフレット P23に記載		◎		
	家族生活(費)保障保険 三大疾病保障保険 健康づくりサポート	A3サイズ・横 「家族生活(費)保障保険+ 三大疾病保障保険・ 健康づくりサポート 加入申込票兼告知書」 	申込書にセット		◎		
積立保険	積立式団体終身保険	A4サイズ・横 「確定拠出年金保険 加入申込書」 	別冊「積立式団 体終身保険」パ ンフレット最終 ページに記載 ※	×	◎ 減口 のみ	◎	
医療保険	入院保障保険 (プライム60)	A3サイズ・縦 「意向チェックシート 兼意向確認書」 「入院保障保険 (終身型09) <60日型> 契約申込書兼告知書」 	申込書にセット	○		△	
	生活習慣病保障プラン	A4サイズ・横 「富士ゼロックス グループ 生活習慣病 保障プラン 申込書兼告知書」 	申込書にセット	◎		—	
	ちゃんと応える医療保険 EVER 生きるためのがん保険 Days1	A4サイズ・縦 「見積依頼書(希望書)」 	—	○		△	
自動車保険(三井住友海上・東京海上日動)				○		△	
火災保険/地震保険(三井住友海上)							
ペット保険(アニコム)							

※パンフレットは該当商品の既加入者のみに配布しています。

## インターネット(ウェブサイト)によるお手続き・お見積りについて

・団体損害保険(三井住友海上)はFFBXホームページの専用ウェブサイトからお手続きが可能です。詳細は同封の「インターネット手続きのご案内」をご参照のうえご利用ください。

団体損害保険 申込書の右上に記載のID・パスワードをご確認ください。

・自動車保険はいつでもインターネットで見積り・お手続きができます。現在ご契約の保険証券、車検証をお手元に用意して大口団体割引適用の保険料をご確認ください！

富士フィルムビジネスエキスパート(FFBX)のホームページ\*内「保険メニューのご案内」からお手続きください！

URLはこちら  
<http://www.ffbx.co.jp/index.html>

\*FFBXホームページは、yahooなどの検索サイトで「FFBX」と検索ください。

FFBX 検索



## お手続きの注意点

### 1. ご加入/ご継続にあたっての留意点

著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

### 2. 募集締切後の加入・変更・脱退(解約)

医療保険(アクサ生命)・社員グループ保険・家族生活(費)保障保険・積立式団体終身保険・生活習慣病保障プランについて、募集締切(2019年2月15日)後の中途加入や増減額、口数変更、中途脱退(死亡時、退職時は除く)は原則できません。

### 3. 病気保険について

- ・ご継続加入の方は原因発生日(発病日)が2019年4月21日午後4時以前、あるいは入院開始日が2019年4月21日午後4時以前のお支払いについては、旧ご加入条件でのお支払いとなる場合があります。
- ・原因発生日(発病日)時点でのご加入のない場合は、お支払いの対象とならないことがあります。
- ・病気保険は年齢によって保険料が変わりますので、必ずP11~12で保険料をご確認ください。

- ・病気保険では、疾病・症状一覧表(加入申込票記入例および別冊P35~36)のA欄に該当する方の新規加入はお引受できません。またB欄に該当する方の新規加入は、その疾病と同一疾病群の疾病および医学上因果関係のある疾病はお支払いしない条件でのご加入となります。
- ・ご継続加入の場合、前年度以前に疾病・症状一覧表(同上)のA欄に該当する保険金支払歴のある疾病と同一疾病群の疾病および医学上因果関係のある疾病はお支払いの対象になりません。
- ・特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されている方で、継続時に「健康状況告知書質問事項」に該当しない方は、再度「健康状況告知書質問事項」にご回答いただくことにより、該当の「特定の疾病群について保険金が支払われない条件」を削除して継続加入いただけます。但し、これまでに医師に悪性新生物(ガン※上皮内新生物を含む)と診断されたことがある場合は対象外です。(詳細は別冊P33~P34「健康状況告知書質問事項」をご確認ください。)

### 4. 長期収入サポートプランについて

- ・長期収入サポートプランでは、疾病・症状一覧表(加入申込票記入例および別冊P35~36)のA欄に該当する方の新規加入はお引受できません。またB欄に該当する方の新規加入は、その疾病と同一疾病群の疾病および医学上因果関係のある疾病はお支払いしない条件でのご加入となります。
- ・長期収入サポートプランについては、健康状況告知書質問事項の疾病・症状一覧表(同上)のA欄に記載された疾病等により、保険金を支払った場合は、翌年度以降、その被保険者は継続できません。
- ・長期収入サポートプランは年齢によって保険料が変わりますので、必ずP16で保険料をご確認ください。

### 5. 加入者証(注)等について (注)商品によって名称が異なります。

加入者証等の発行対象者および配付時期は保険会社によって異なります。また、配付の場合は、保険開始日以降のお届けとなります。お申込み・変更のお手続きをされた方は、必ず加入申込票(申込書)控えを保管ください。

### 6. パンフレットについて

商品パンフレットと別冊(重要事項説明書)は、どちらも重要な事項が記載されておりますので、必ずセットで1年間保管ください。

## ご退職時のお手続き

ご加入いただける商品はP5~6(商品一覧ページ)をご覧ください。

富士ゼロックスならではの団体割引が、ご退職後も引き続きご利用いただけます。(一部、割引適用外保険商品あり)

※家族生活(費)保障保険、積立式団体終身保険、生活習慣病保障プラン、団体損害保険(長期収入サポートプラン)は基本的には退職により終了となります。

### 1. ご継続を希望される場合

ご退職時には、当年の残り保険期間相当分の保険料を一括でお支払いしていただく必要があります。(社員グループ保険を除く)

翌年からは、富士フィルムグループOB団体として、口座引落で現役社員と同様の割引で継続が可能となります。(割引適用商品のみ。割引適用外商品の場合には、一般保険料(個別保険料)での継続となります。)

例【自動車保険】月払い(12回分割)で5回目まで給与天引でお支払い済みの場合、残りの6回目~12回目を一括でお支払いしていただけます。

### 2. ご継続を希望されない場合

富士フィルムビジネスエキスパート(株)保険サービスセンターまでお問い合わせください。

お問い合わせ先については裏面をご覧ください。

書類提出先 ① 社内メール便が利用できる会社の方 >> TMT(5F)FFBX 保険サービスセンター 宛  
② 社内メール便が利用できない会社の方 >> 各社の団体保険担当部署 宛

ケガ保険  
病気保険  
携行品保険  
賠償保険  
ゴルファー保険  
長期収入サポートプラン  
社員グループ保険  
家族生活(費)保障保険  
生活習慣病保障プラン  
医療保険  
がん保険  
自動車保険  
火災地震保険  
ペット保険



# ケガ保険

団体総合生活補償保険（標準型）＜天災危険補償特約付＞

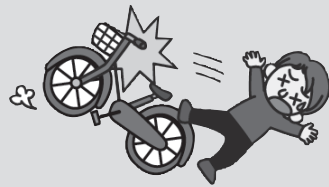
ご加入対象	退職後継続	申込書	記入例ページ	別冊ページ
本人および家族	○	P7参照	別紙	P1

**補償内容** ケガによる入院・通院・手術・死亡・後遺障害を補償。 **割引率** 40.15%

**特長** 退院後の通院だけでなく、通院のみでもお支払いします。入院、通院ともに1日目から補償します。国内外を問わず補償。社員だけが加入できる1A～3Aプランと、ご家族も加入できる24時間補償の1B～3Cプランを用意しています。

ケガ保険は被保険者ごとに1A・2A・3A・1B・2B・1C・2C・3Cの中からいずれか一つ加入できます（複数加入はできません）。

～こんな時お役に立ちます～



自転車で転んでケガをしてしまった



料理中にやけどをしてしまった



交通事故でケガをしてしまった



スキーで転んでケガをしてしまった

プラン	就業中は補償対象外			24時間補償					備考
	1A	2A	3A	1B	2B	1C	2C	3C	
被保険者になれる方	本人のみ			本人・ご家族（ご家族も個別加入となります）					
傷害入院保険金日額	5,000円	10,000円	15,000円	4,000円	8,000円	5,000円	10,000円	15,000円	ケガの日から180日以内で180日限度
傷害通院保険金日額	3,500円	7,000円	7,000円	2,000円	4,000円	3,500円	7,000円	7,000円	ケガの日から180日以内の通院で90日限度
傷害手術保険金	入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍			入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍					1回の事故につき1回の手術に限り ます
傷害死亡・後遺障害保険金額	255万円	510万円	765万円	240万円	480万円	240万円	480万円	720万円	ケガの日から180日以内に死亡または後遺障害が生じた場合
月払保険料	760円	1,520円	1,840円	760円	1,520円	1,090円	2,180円	2,620円	

(注1) 1A～3Aプラン加入の方が退職された場合は、24時間補償プランでの継続となります。保険料が増額になる場合もありますので、あらかじめご了承ください。  
(注2) ご家族の加入を希望される場合、お1人ずつのお申込みが必要となります。

## ～こんなにお役に立っています～

富士フィルムグループの皆さまにお支払いした保険金は、1年間で1,005件、7,316万円に達しました。多くの社員とご家族さまにお役立ていただいております。

＜富士フィルムグループ保険金支払状況 2017年4月21日～2018年4月21日実績＞

	件数	支払保険金
傷害死亡保険金	0件	0万円
傷害後遺障害保険金	19件	174万円
傷害入院保険金	103件	765万円
傷害通院保険金	883件	6,377万円
合計	1,005件	7,316万円

■ 1A、2A、3Aプランは就業中対象外のため、就業中のケガは補償の対象とはなりません。私生活中（通勤途上を含みます）のケガのみを補償します。1B、2B、1C、2C、3Cプランは24時間補償しますので、就業中のケガも対象となります。

### 支払事例・1

スキーで転んで右腕を骨折。15日間通院（含むギプス固定期間）した。

2Bプラン（傷害通院保険金日額 4,000円）に加入の場合

傷害通院保険金日額	通院日数	お支払額
4,000円	× 15日	= <b>60,000円</b>

### 支払事例・2

階段から転落し、ケガで7日間入院し、その後4日間通院した。

2Cプラン（傷害入院保険金日額 10,000円、傷害通院保険金日額 7,000円）に加入の場合

傷害入院保険金日額	入院日数	傷害通院保険金日額	通院日数	お支払額
( 10,000円 × 7日間 )		+ ( 7,000円 × 4日 )		= <b>98,000円</b>

### ！ ご注意点

- ① 1A、2A、3Aプラン  
社員\*1本人の方のみご加入できます。お仕事上の事故はお支払いの対象とはなりません。ただし、通勤途中の事故はお支払いの対象となります。  
\*1社員とは、富士フィルムホールディングス株式会社およびそのグループ会社に勤務され毎月給与の支払いを受けている役員、従業員、準社員、嘱託の方をいいます。
- ②被保険者になれる方の範囲  
社員\*1およびそのご家族\*2。  
\*2家族とは社員\*1の配偶者・子供（別居の子を含む）・両親・兄弟姉妹および社員と同居している親族をいいます。
- ③ケガとは  
急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
- ④通院認定について  
柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の診療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
- ⑤死亡保険金受取人  
傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。傷害死亡保険金以外の保険金は、普通保険約款・特約に定めております。
- ⑥みなし通院について  
通院されない場合で、骨折、脱臼、靭（じん）帯損傷等のケガを被った所定の部位を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします。  
ギプス等とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バスタバンド、軟性コルセット、サポーター、頸（けい）椎カラー、厚紙副子、ニーレース等は含まれません。）をいいます。また、補償範囲は次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）を固定する場合に限りです。  
①長管骨<sup>(注)</sup>または脊柱 ②長管骨<sup>(注)</sup>に接続する上肢または下肢の3大関節部分（中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。）ただし長管骨<sup>(注)</sup>を含めギプス等の固定具を装着した場合に限りです。③肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限りです。  
(注)上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。

ケガ保険  
病氣保険  
携行品保険  
賠償保険  
ゴルフ保険  
サポートプラン  
長期収入  
社員グループ保険  
家族生活費  
生活習慣病  
医療保険  
医療保険  
火災震災保険  
ペット保険





# 病気保険 基本補償+オプション (先進医療、親介護)

団体総合生活補償保険 (MS&AD型) 先進医療費用保険金 補償特約 親介護一時金支払特約 親の介護による休業補償特約

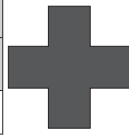
ご加入対象	退職後継続	申込書	記入例ページ	別冊ページ
本人および家族	○	P7参照	別紙	P2~P9

**補償内容** 病気による入院・手術・退院後の通院\*等を補償。  
\* 8E、8I、8Hプランのみ **割引率** 33.5%

**特長** 日帰り入院から補償します。国内外を問わず補償。

病気保険は被保険者ごとに8E・8I・8H・8Fの中からいずれか一つ加入できます (複数加入はできません)。

プラン	基本補償								
	8E		8I		8H		8F		
	加入限度口数2口								
被保険者になれる方	本人・ご家族 (ご家族も個別加入となります)								
疾病入院保険金日額	5,000円	10,000円	5,000円	10,000円	3,000円	6,000円	3,000円	6,000円	
疾病手術保険金	入院中の手術: 疾病入院保険金日額の20倍、入院中以外の手術: 疾病入院保険金日額の5倍								
疾病手術費用保険金	100万円限度								
放射線治療保険金	疾病入院保険金日額の10倍								
医療一時金									
疾病入院時一時保険金	5万円	10万円	5万円	10万円	5万円	10万円	5万円	10万円	
疾病長期入院保険金	10万円								
疾病退院時一時保険金	5万円	10万円							
疾病通院保険金日額 (退院後通院)	3,000円	6,000円	3,000円	6,000円	3,000円	6,000円			
葬祭費用保険金額	150万円	300万円							
加入口数	1口	2口	1口	2口	1口	2口	1口	2口	
2019.4.21時点の年齢 【年令別】 月払保険料	1~4才	1,120円	2,170円	890円	1,710円	600円	1,130円	570円	1,070円
	5~9才	410円	780円	370円	700円	250円	460円	240円	440円
	10~14才	300円	550円	270円	490円	200円	350円	190円	330円
	15~19才	400円	720円	340円	600円	250円	420円	240円	400円
	20~24才	650円	1,180円	570円	1,020円	410円	700円	400円	680円
	25~29才	950円	1,690円	860円	1,510円	630円	1,050円	610円	1,010円
	30~34才	1,140円	2,030円	1,010円	1,770円	750円	1,250円	720円	1,190円
	35~39才	1,290円	2,240円	1,120円	1,900円	860円	1,380円	820円	1,300円
	40~44才	1,370円	2,380円	1,120円	1,880円	870円	1,380円	820円	1,280円
	45~49才	1,840円	3,280円	1,410円	2,420円	1,080円	1,760円	1,010円	1,620円
	50~54才	2,580円	4,630円	1,890円	3,250円	1,450円	2,370円	1,350円	2,170円
	55~59才	3,660円	6,690円	2,610円	4,590円	1,980円	3,330円	1,830円	3,030円
60~64才	5,710円	10,130円	4,020円	6,750円	3,150円	5,010円	2,940円	4,590円	
65~69才	8,360円	15,160円	5,600円	9,640円	4,300円	7,040円	4,030円	6,500円	
70~74才	13,500円	24,840円	9,030円	15,900円	6,840円	11,520円	6,350円	10,540円	
75~79才	20,020円	37,500円	12,420円	22,300円	9,300円	16,060円	8,580円	14,620円	



※オプションは病気保険 (8E、8I、8H、8F) にご加入の方のみ選択いただけます。

先進医療費用保険金	オプション S
被保険者になれる方	加入限度口数1口
先進医療費用保険金額	本人・ご家族
月払保険料	1,000万円
	50円

親介護一時金・休業補償	オプション K2
特約被保険者・介護対象者になれる方	加入限度口数3口 (下表は1口ご加入の場合の保険金額・保険料です。)
特約区分	基本補償の被保険者本人(注)の親 (姻族含む)
保険金額 (親1人あたり)	1 一時金のみ 2 休業補償 3 一時金+休業補償
2019.4.21時点の特約被保険者・介護対象者の年齢	100万円 10万円 100万円/10万円
【年令別】月払保険料	
20~24才	10円 10円 20円
25~29才	10円 10円 20円
30~34才	10円 10円 20円
35~39才	10円 10円 20円
40~44才	10円 10円 20円
45~49才	10円 10円 20円
50~54才	30円 20円 50円
55~59才	70円 40円 110円
60~64才	170円 100円 270円
65~69才	400円 240円 640円
70~74才	900円 540円 1,440円
75~79才	2,000円 1,210円 3,210円
80~84才	5,070円 3,140円 8,210円

(注)特約区分「2 休業補償」「3 一時金+休業補償」への加入は従業員本人のみに限ります (ご家族の方はご加入いただけません)。

### オプションK2 親介護一時金・休業補償

一時金のみ・休業補償のみ・一時金+休業補償の3種類からご選択ください。

#### 1. 親介護一時金

フランチャイズ期間: 30日

**補償内容** 介護のため一時的に必要な費用 (介護用品・住宅リフォーム費用等) に充当することを目的とした特約です。

#### 2. 介護による休業補償保険金

免責期間: 93日  
てん補期間: 9か月

**補償内容** 要介護状態である親 (介護対象者) を介護するため、子 (被保険者) が、勤務先の就業規則に基づく介護休業を取得した際に減少する所得の一部を補償することを目的とした特約です。ご加入にあたっては、ご自身に適用される就業規則等の規程を必ずご確認ください。

### 超高齢社会の到来により、働き世代が介護する時代に…

団体保険の親介護プランなら介護にかかる費用に備えることができます!!

**特徴**

- 補償対象となる要介護状態は「要介護2以上」です!
- 配偶者の親 (姻族) を含めることができます!
- 親の介護で休業した際の補償もあります!

● 疾病手術保険金等支払倍率変更特約がセットされていますので、疾病手術保険金について、入院中に受けた手術の場合のお支払額は、[疾病入院保険金日額] × 20 になります。  
(注)ご家族の加入をご希望される場合、お1人ずつのお申込みが必要となります。

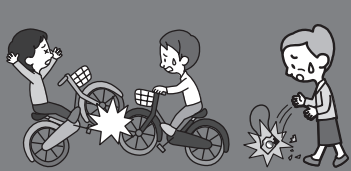
**ご注意点** 病気保険・基本補償

① 疾病手術費用保険金	手術日以降の入院中の治療費をお支払いします。ただし公的医療保険制度等による給付や、加害者からの損害賠償金は除かれます。
② 疾病通院補償	疾病入院が終了した日の翌日から180日以内の通院で、かつ30日がお支払いの限度となります。
③ 疾病退院時一時保険金	疾病入院の状態が14日以上継続した後に生存して退院された場合、または疾病入院の状態が365日を超えた場合にお支払いします。
④ 口数について	2口ご加入の場合でも「疾病手術費用保険金」「疾病長期入院保険金」は倍額になりません。
⑤ 告知に該当する場合のお引受について	「病気保険」では、疾病・症状一覧表 (加入申込票記入例および別冊P35~36) のA欄に該当する方の新規加入はお引受できません。またB欄に該当する方の新規加入につきましては、その疾病と同一疾病群の疾病および医学上因果関係のある疾病はお支払いの対象にはなりません。

◎ 「特定の疾病・症候群について保険金をお支払いしない条件付でご加入されている方」は、別冊P33を必ずご確認ください。

- ケガ保険
- 病気保険
- 賠償保険
- 携行品保険
- ゴルフ保険
- サボリーション
- 長期収入
- 社会保険
- 家族生活費
- 生活習慣病
- 医療保険
- 医が療ん保
- 自動車保険
- 火地震保
- ペット保





# 身の回りに関する補償 (賠償保険、携行品保険)

団体総合生活補償保険(標準型)  
個人賠償責任危険補償特約・受託物賠償責任補償特約・携行品損害補償特約

ご加入対象	退職後継続	申込書	記入例ページ	別冊ページ
本人*	○	P7参照	別紙	P10~P12

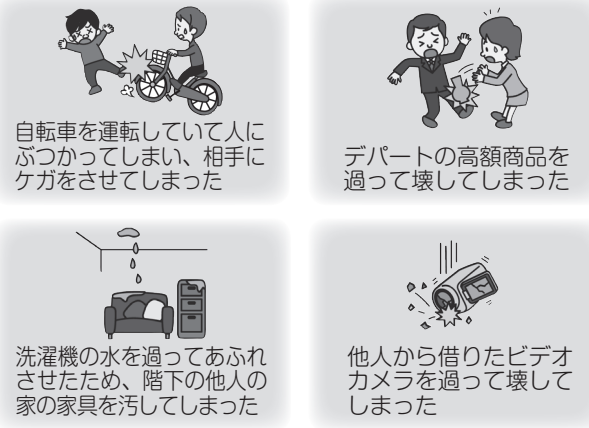
\*賠償：家族は自動対象 携行品：ファミリータイプA

## 賠償保険

補償内容	第三者の身体・財物に損害を与え、法律上の賠償責任が生じた場合に補償。
特長	社員の加入で、自動的に家族(注1)全員を補償。示談交渉サービス付(国内のみ)(注2)
割引率	<b>33.5%</b> ※傷害死亡・後遺障害は40.15%

プラン	5F	備考
被保険者になれる方	本人	
個人賠償責任保険金額	1億円	免責なし・示談交渉サービス付
受託物賠償責任保険金額	10万円	免責金額(自己負担額)5,000円
傷害死亡・後遺障害保険金額(注3)	100万円	本人のみ対象
月払保険料	230円	

(注1)家族とは本人、配偶者、本人または配偶者と同居の親族、本人または配偶者と別居の未婚の子をいいます。詳細は別冊P21の1.(1)をご参照ください。  
(注2)個人賠償責任保険金のみ  
(注3)ケガの日から180日以内に死亡または後遺障害が生じた場合お支払いします。入院、通院の補償はありません。



ご注意点	
①対象地域	「傷害死亡・後遺障害」「個人賠償」は国内外補償、「受託物賠償」は国内で借りたもののみ補償します。
②個人賠償でお支払い対象となる事故	社員本人が日常お住まいの住居の所有、使用または管理に起因する偶然な事故(別荘等での事故は対象外です。単身赴任の場合は、単身赴任先とご自宅の両方が対象となります。)、または被保険者の日常生活に起因する偶然な事故が対象です。(仕事上の損害賠償責任は対象外です)
③天災危険補償対象外	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による死亡・後遺障害はお支払いの対象外です。

## 携行品保険

補償内容	携行品に生じた破損・盗難等の損害を補償。
特長	外出先での携行品に生じた偶然な事故による損害を国内外を問わず補償。
割引率	<b>33.5%</b> ※傷害死亡・後遺障害は40.15%

携行品保険は被保険者ごとに10F・10Gの中からいずれか一つ加入できます(複数加入はできません)。

プラン	10F	10G	備考
被保険者になれる方	本人	本人	
補償対象者	本人	本人・ご家族	
携行品損害保険金額	30万円	30万円	【携行品損害】 ・免責金額(自己負担額)は1回の事故につき3,000円 ・1個、1組または1対のものに対して10万円限度、保険期間通算30万円限度
傷害死亡・後遺障害保険金額(注)	50万円	50万円	
月払保険料	190円	360円	

(注)ケガの日から180日以内に死亡または後遺障害が生じた場合お支払いします。入院、通院の補償はありません。

ご注意点	
①携行品とは	住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品となります。
②盗難	盗難の場合は警察への届出が必要となります。(盗難受理番号を確認ください。)
③天災危険補償対象外	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による死亡・後遺障害はお支払いの対象外です。
④修理不能の場合	修理できない場合、または修理代が再調達価額を超えた場合は、再調達価額がお支払限度となります。
⑤家族	家族とは、配偶者、本人または配偶者と同居の親族、本人または配偶者と別居の未婚の子をいいます。なお、家族構成は保険金支払事由発生時のものをいいます。
⑥お支払対象の主なもの(保険の対象)	●カメラ・デジタルカメラ ●ゴルフクラブ ●スキー板・スノーボード ●テニスラケット ●衣服 ●乗車券 現金、小切手(5万円まで) など
⑦お支払対象外となる主な「携行品」	別冊P18をご参照ください。



# 身の回りに関する補償 (ゴルファー保険)

個人賠償責任保険・ゴルファー特別約款(6E・6D・6A・6B)  
団体総合生活補償保険(標準型)  
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(6F)

ご加入対象	退職後継続	申込書	記入例ページ	別冊ページ
6E、6D、6A、6B 本人および家族	○	P7参照	別紙	P13~P16

## ゴルファー保険

補償内容	ゴルフプレー中のさまざまな事故(注1)(第三者への損害賠償・ご自身のケガ・ゴルフクラブの損傷)と国内でのホールインワン・アルバトロス達成時の諸費用を補償。
割引率	<b>33.5%</b> ※傷害死亡・後遺障害は40.15%

ゴルファー保険は被保険者ごとに6E・6D・6A・6B・6Fの中からいずれか一つ加入できます(複数加入はできません)。

プラン	6F	6E	6D	6A	6B
被保険者になれる方	本人のみ	本人・ご家族(注3)			
ゴルファー賠償責任保険金額		1.5億円	1億円	8,000万円	5,000万円
ゴルファー傷害保険金額(注4)	50万円(注2)	1,000万円	980万円	530万円	330万円
ゴルフ用品保険金額		54万円	40万円	27万円	12万円
ホールインワン・アルバトロス費用保険金額	70万円	100万円	50万円	35万円	20万円
月払保険料	590円	1,320円	780円	540円	290円

(注1)6Fは第三者への損害賠償・用品の損傷等は補償されません。 ※免責金額はありません。  
(注2)6Fはケガの日から180日以内に死亡または後遺障害が生じた場合お支払いします。入院、通院の補償はありません。また24時間(ゴルフ中以外も)補償となります。  
(注3)6E、6D、6A、6Bはご家族の加入を希望される場合、お1人ずつのお申込みが必要となります。  
(注4)6E、6D、6A、6Bのお支払する保険金・お支払対象期間・お支払限度日数につきましては、別冊P13をご確認ください。

～こんな時お役に立ちます～

**ゴルファー賠償責任補償**

ゴルフプレー中にキャディーの指示によらず打ったため第三者に損害を与えてしまった  
\*ゴルフ場やゴルフ練習場でのゴルフプレー中に限ります。

**ゴルファー傷害補償**

ゴルフプレー中にケガをしてしまった\*

**ゴルフ用品補償**

ゴルフ場等でゴルフ用品に損害を被ってしまった\*

**ホールインワン・アルバトロス費用補償**

国内でホールインワンまたはアルバトロスを達成した\*

ご注意点	
①達成地域	「ホールインワン・アルバトロス費用補償」は日本国内で達成された場合に限ります。
②天災危険補償対象外	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による傷害はお支払いの対象外です。

【補償の重複について】  
賠償保険、ケガ保険、携行品保険とゴルファー保険では、補償の一部が重複する場合があります。下記の比較表を参考に、加入セットをお選びください。また、自動車保険や火災保険の賠償特約をセットされている場合、補償が重複しますので、ご注意ください。(補償が重複した場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。)

保険種類	地域		特徴	保険金の種類	地域		特徴
	国内	海外			国内	海外	
賠償保険	○	○	日常生活(ゴルフ中含む)において損害賠償責任を負った場合	ゴルファー賠償責任補償	○	○	ゴルフの練習、競技または指導中の事故により損害賠償責任を負った場合
ケガ保険	○	○	日常生活(ゴルフ中を含む)のケガによる死亡・後遺障害、入院、手術、通院を補償	ゴルファー傷害補償	○	○	ゴルフ場やゴルフ練習場敷地内でのゴルフの練習、競技または指導中のケガによる死亡・後遺障害、入院、通院を補償(手術は対象外)
携行品保険	○	○	日常生活において発生した盗難・破損・火災などにより携行品(ゴルフ用品含む)に損害が生じた場合	ゴルファー用品補償	○	○	ゴルフ場やゴルフ練習場敷地内でのゴルフ用品の盗難・ゴルフクラブの破損・曲損が生じた場合
ホールインワン・アルバトロス費用(6F)	○	×	国内で達成したホールインワンまたはアルバトロスの達成祝賀会費用などを補償	ホールインワン・アルバトロス費用(6E、6D、6A、6B)	○	×	国内で達成したホールインワンまたはアルバトロスの達成祝賀会費用などを補償

●詳細は別冊P1・10~16をご覧ください。

- ケガ保険
- 病気保険
- 携行品保険
- 賠償保険
- ゴルファー保険
- サポートメニュー
- 長期収入
- 社員グループ保険
- 家族生活費
- 保障プラン
- 生活習慣病
- 医療保険
- 医が療ん保険
- 自動車保険
- 火地震保険
- 火災震保険
- ペット保険





# 長期収入サポートプラン

団体長期障害 所得補償保険

ご加入対象	退職後継続	申込書	記入例ページ	別冊ページ
本人	×	P7参照	別紙	P17~P18

<b>補償内容</b>	ケガや病気で就業障害になった日から職場に復帰できるまで(最長60才に達した日まで)補償します。(就業障害開始より180日間は補償対象外です)	<b>割引率</b>	30%
-------------	--	------------	-----

1口(月額保険金額5万円)あたりの保険料です。  
最高5口までご加入いただけます。ただし、平均月間所得額の50%となるような口数でお申込みください。

プラン	A		
	加入限度口数5口		
被保険者になれる方	本人		
団体長期障害所得補償保険金額(1口)	1口 5万円		
【年令別】 月払保険料	2019.4.21時点の年令	男性	女性
	15~24才	314円	208円
	25~29才	330円	269円
	30~34才	398円	372円
	35~39才	492円	524円
	40~44才	682円	794円
	45~49才	899円	1,042円
	50~54才	1,061円	1,160円
55~59才	1,010円	992円	

突然の事故や病気で働けなくなりました…

●長期療養リスクは死亡リスクに比べむしろ、深刻です!

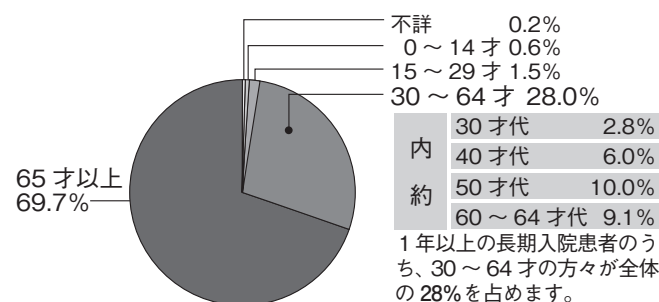
病気になる、長期間入院することになってしまった…



交通事故におい、長期間入院することになってしまった…

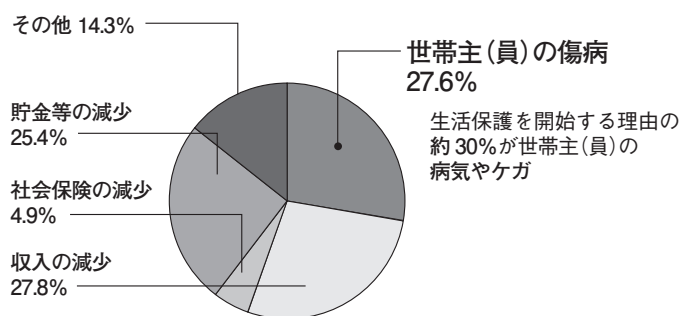
	長期療養中	死亡時
勤務先	休業、退職、収入ストップ	退職金、弔慰金が給付される
公的給付	重度の場合のみ障害年金が給付される	遺族年金が給付される
住宅ローン	返済が継続	団体信用生命保険の給付により完済
生命保険	保険料の支払が継続	死亡保険金が給付される
年金	保険料の支払が継続	本人分の保険料の支払は不要に
生活費	引き続き必要	本人の分は不要に
教育費	引き続き必要	引き続き必要
医療費	さらに医療費が必要に	本人の分は不要に

## 1年以上の入院患者の年令構成



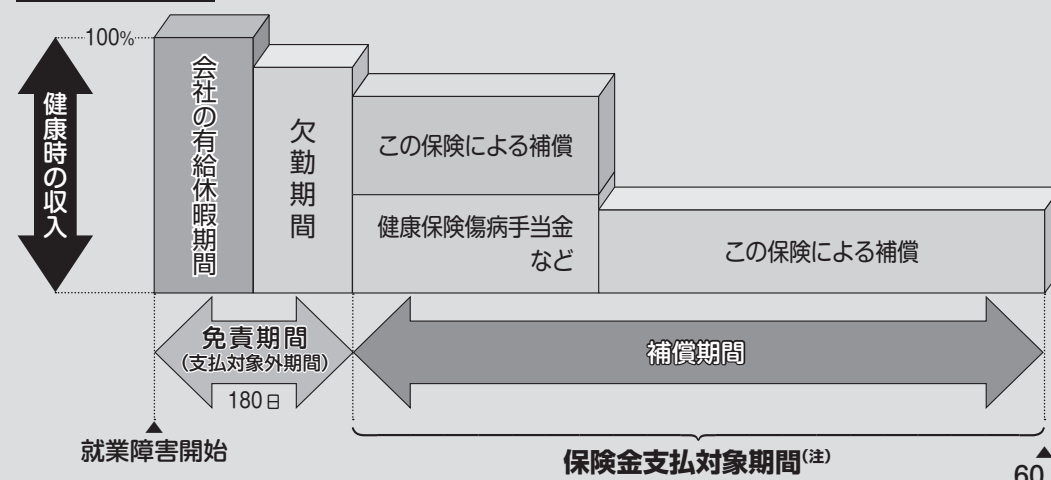
出典：厚生労働省(平成26年度患者調査)

## 生活保護を開始する理由



出典：厚生労働省(平成23年度福祉行政報告例の概況)

## 補償イメージ <健康時の収入を100%とした時の収入イメージ図>



そこで! 「長期収入サポートプラン」による長期の収入補償をおすすめします。

### 1. ケガまたは病気による、長期にわたる就業障害を補償します

ケガまたは病気により長期間にわたって就業障害となった場合に被保険者が被る損害について、最長60才に達した日までの長期間の補償を提供します。

### 2. 在職中の病気やケガの就業障害については、ご退職後も補償します

在職中のケガや病気が原因でご退職された場合には、就業障害が続く限り、最長60才に達した日まで補償します。

### 3. 自宅療養期間中もお支払いの対象です

入院・自宅療養に関係なく、就業障害が続く限り保険金をお支払いします。

### 4. 一部復職した場合も対象です

一部復職した場合でも障害が残り、20%を超えて所得が減額された場合にはお支払いの対象になります。

### 5. 精神障害による就業障害も補償します

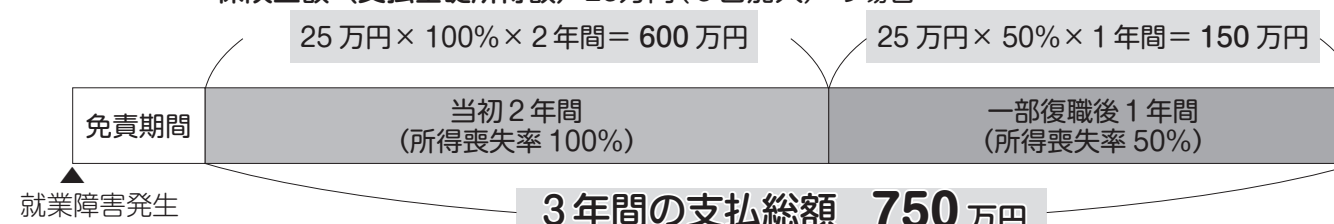
(注)精神障害による就業障害の場合のお支払期間は最長2年になります。

### 6. 現役の方、かつ団体制度でのみご加入いただける保険です

## 支払事例

脳卒中で入院し、免責期間終了後も全く働けない状態が2年間続いた。職務復職したものの1年間は正常勤務ができず月の所得額が50%減少した(所得喪失率が50%であった)が、それ以降は正常に勤務した。

保険金額(支払基礎所得額)25万円(5口加入)の場合



特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

●継続時に、あらかじめ健康状況の告知を行うことにより、新たな告知内容に応じた条件で継続加入いただくことができます。

【ご注意】

◎現在の健康状況等によっては、継続加入できなかったり、保険金をお支払いしない疾病・症状群が追加・変更されたりすることがあります。

◎新たな告知内容に応じた条件で継続いただいた場合でも、保険金のお支払額は、発病時点の保険契約の条件で算出した金額となる場合があります。

◎保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。

ケガ保険  
病欠保険  
携行品保険  
賠償保険  
ゴルフ保険  
サポートプラン  
長期収入  
社員グループ保険  
家族生活費  
保障プラン  
生活習慣病  
医療保険  
医が療ん保  
自動車保険  
火地災震保  
ペット保険



# 団体損害保険 Q & A

皆さんからよくある疑問・質問をまとめました！



## 加入の可否

<Q1> 子供が結婚しましたが、引続き加入できますか？

**A1** 加入できます。結婚によって姓が変わっている場合は、加入申込票に打ち出してある旧姓を訂正（カタカナ記入）し、訂正署名のうえ、提出してください。

<Q2> 同居していない実家の親は加入できますか？

**A2** 社員本人の親であれば、同居していなくても加入できます。

<Q3> 単身赴任で配偶者・子供・親族と同居していませんが、加入できますか？

**A3** 留守宅に残る親族のうち、配偶者・本人および配偶者の子供・両親・兄弟姉妹については加入できます。（加入資格において、配偶者・子供・両親・兄弟姉妹は同居・別居を問いません。）加入できる補償については、パンフレットの各補償部分をご確認ください。

<Q4> 退職後も団体割引を適用して継続できますか？

**A4** 退職後も現役社員と同じ団体割引が適用されます。ただし、退職時に当年度の残保険料を一括でお支払いいただく必要があります。次年度からは、口座振替により保険料をお支払いいただけます。

<Q5> 何才まで継続できますか？

**A5** 『長期収入サポートプラン』は59才まで、『病気保険』は79才まで継続が可能です。それ以外のプランについては、年令の制限はありません。

<Q6> 海外駐在ですが、住所はどうしたらいいですか？

**A6** 海外駐在の場合の住所欄は、ご家族が日本にいらっしゃる場合はその住所をご記入ください。いらっしゃらない場合は未記入で結構です。

## 健康状況告知

<Q7> 健康状況告知の回答に「はい」となる項目が1つでもあると、新規加入、補償の増額・追加はできないのですか？

**A7** 「はい」となる項目があった場合でも、内容によっては新規加入、補償の増額・追加が可能です。詳細については、別冊P26もしくはパンフレット裏面に記載の取扱代理店までお問い合わせください。  
\*ご加入をお引受けした場合でも、加入時以前に発病していた病気等を原因とする保険金請求については補償対象外となったり、増額前の加入内容でのお支払いとなる場合があります。  
なお、『賠償保険・携行品保険・ゴルフ保険・ケガ保険』は告知の必要はありません。

<Q8> 一度補償を解約すると、再加入はできないのですか？

**A8** 再加入時に健康状況告知へご回答いただき、その内容をもとにお引受可否を判断させていただきます。  
\*再加入の補償は「新規加入」の取扱いとなり、新規加入日以前に発病していた病気等を原因とする保険金請求については補償対象外となる場合があります。  
なお、『賠償保険・携行品保険・ゴルフ保険・ケガ保険』は告知の必要はなく、再加入は可能です。

<Q9> 現在、特定の疾病・症状群について保険金が支払われない条件で加入していますが、過去の病気は完治し、かなりの年数が経過しています。補償してもらえないのでしょうか？

**A9** 継続時に「健康状況告知書質問事項」に該当しない方は、再度「健康状況告知書質問事項」にご回答いただくことにより、該当の「特定の疾病群について保険金が支払われない条件」を削除して継続加入いただけます。但し、これまでに医師に悪性新生物（ガン※上皮内新生物を含む）と診断されたことがある場合は対象外です。

## 訂正・変更

<Q10> 結婚して姓が変わったので、訂正したいのですがどうすればいいですか？

**A10** 加入申込票に打ち出してある旧姓を新姓に訂正（カタカナ記入）し、訂正署名のうえ、提出してください。

<Q11> 保険期間の途中で補償の追加、変更や解約はできますか？

**A11** 医療保険（アクサ生命）・社員グループ保険・家族生活（費）保障保険・積立式団体終身保険・生活習慣病保障プランはできません。富士フィルムグループとして、年1回の団体募集時期のみ、申込・変更・解約が可能です。保険の種類によって取扱いが異なりますので、詳細はP8の2.募集締切後の加入・変更・脱退（解約）をご覧ください。

## 補償内容

<Q12> 「ケガ」とはどのようなものをいうのでしょうか？

**A12** ケガとは「急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害」をいいます。たとえば、パソコン入力作業に伴う腱鞘炎、騒音の中での労働に伴う難聴、ゴルフ・テニスなどのスポーツを繰り返し行うに伴う疲労骨折、関節炎、靴ずれ、しもやけ、加齢による関節症・ヘルニアなどは上記要素を満たさないため、ケガではなく、疾病扱いとなります。詳しくは別冊P18～20の<用語のご説明>をご覧ください。

<Q13> 天災（地震・噴火またはこれらを原因とする津波）によるケガは補償されますか？

**A13** ケガ保険（1A、2A、3A、1B、2B、1C、2C、3C）のみ補償となります。

<Q14> ケガによる通院補償はいつまでの通院が対象となりますか？

**A14** ケガをした日からその日を含めて180日以内の通院のうち、90日以内の通院が補償対象となります。なお、医師が治療の必要性を認めていない場合は補償対象外となります。また、はり・きゅう・マッサージ治療は、医師の指示に基づかない限り補償対象外となります。

<Q15> 帝王切開をして出産をしたのですが補償の対象となりますか？

**A15** 公的医療保険の対象となる場合は、「病気保険」の対象となります。

<Q16> 病気の「発病日」はどのように考えるのでしょうか？

**A16** 病名を確定診断された日ではなく、入院・手術・先進医療による治療・自宅療養などの原因となった病気（「医学上因果関係がある病気」も含みます）を実際に医師が診察した日（＝初診日）となります。健康診断や人間ドックでの異常指摘を契機として治療を開始した場合は、判定結果とその後の治療の一連性を確認したうえで、健康診断や人間ドックの受診日を発病日とすることがあります。

<Q17> 内視鏡による大腸ポリープの切除術をしました。入院はしていませんが、対象となりますか？

**A17** 病気手術の場合は入院していなくても対象となります。ただし、検査目的（生検）であれば対象となりません。

<Q18> 胃ガンで入院・手術し、その後自宅療養していましたが、1年後に再発し、再入院することとなりました。補償されますか？

**A18** 入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を超えているため、「1回の入院」にあたりません。よって、再発が判明した日（発病日）時点のご加入内容に基づき、保険金をお支払いします。なお、胃ガンの入院・手術で保険金をお支払いしている場合は、翌年から、胃ガンが属する疾病コードの疾病・症状（A・B欄すべて）およびそれらと医学的因果関係がある疾病・症状についてはお支払いしない条件でお引受します。加入者証をご確認いただき、詳細については、富士フィルムビジネスエキスパートまでお問い合わせください。

<Q19> 『病気保険』、『長期収入サポートプラン』で精神的な病気も補償されますか？

**A19** 『病気保険』（葬祭費用保険金を除く）は、「特定精神障害補償特約」がセットされているため、所定の範囲の精神障害は補償対象です。詳細については、別冊P2～9の「保険金をお支払いしない主な場合」をご覧ください。『長期収入サポートプラン』は「精神障害補償特約」がセットされているため、所定の範囲の精神障害は、補償対象です。詳細については、別冊P17～18の「保険金をお支払いできない主な場合」をご覧ください。

<Q20> 『携行品保険 10G』に加入。夫の所有物を妻が携行中に壊してしまいましたが、対象になりますか？

**A20** 被保険者（奥様）の所有物でないため補償対象になりません。同様に「他人から借りたもの」なども被保険者の所有物でないため、補償対象になりません。

<Q21> 携行品保険で iPhone や iPod、iPad の破損は補償されますか？

**A21** iPhone：対象外（携帯式通信機器にあたるため）  
iPod・iPod touch<sup>(注)</sup>：対象（音楽機器にあたるため）  
iPad：対象外（携帯式電子事務機器にあたるため）  
(注)iPod・iPod touchについても、今後製品の機能が拡大し、携帯式電子事務機器等に該当する場合は、対象外となる可能性があります。

<Q22> 海外でも補償されますか？

**A22** 保険種類によって異なります。詳細はP5～6の<保障（補償）対象地域>をご確認ください。

## その他

<Q23> 団体損害保険は年末調整の保険料控除の対象になりますか？

**A23** 『病気保険』（葬祭費用保険金は除きます）・『長期サポートプラン』が生命保険料控除の対象です。

<Q24> 保険は4月21日（午後4時）開始ですが、保険料の給与天引きはいつからですか？

**A24** 6月の給与から天引きが開始し、翌年5月の給与天引きが最終12回目です。

<Q25> 用語について説明はありますか？

**A25** 別冊P18～20（ゴルフ保険（6E・6D・6A・6B）は別冊P15）に<用語のご説明>がございますので、ご確認ください。





# 社員グループ保険

団体定期保険Ⅰ 〈事務幹事〉日本生命

## 商品内容のご説明

※別冊 P39～42 に記載の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項と特にご注意いただきたい事項が記載されています。また、別冊 P43～44 に記載の「正しく告知いただくために」には、ご加入・増額のお申込みの際に必要なとなる被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、必ずご確認ください。なお、当パンフレットは、お申込みいただきました後も大切に保管ください。

ご加入対象	退職後継続	申込書	記入例ページ	別冊ページ
本人 or 本人配偶者	△	P7 参照	P23	P37～44・P45～46

制度内容等の詳細につきましては別冊 P37～44 および P45～46 の「ご加入にあたっての留意点」「ご加入者の皆様へ」を必ずご確認ください。

## 意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続してご加入いただくことができます。

### ●死亡保障・高度障がい保障

- 当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。
- 保障内容はニーズに合致していますか。
  - ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

## 特色 死亡保障・所定の高度障がい保障のある掛捨て型の生命保険です。

- 1 団体保険としての割引が適用された加入しやすい保険料で、充実した保障を確保できます。
- 2 医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。  
※告知に関しては、別冊P43～44に記載の「正しく告知いただくために」をご覧ください。
- 3 1年更新の保険ですので、ライフイベントの変化に合わせて、毎年保障額の見直しができます。(ただし、健康状態等によっては新規加入および保障額を増額できない場合があります。)
- 4 ご本人さまがご加入の場合、配偶者さまもお申込みができます。(配偶者さまのみのお申込みはできません。)
- 5 主契約の実質保険料(保険料から配当金を控除した金額)は、一般の生命保険料控除の対象です。  
※2018年8月現在の税制に基づくものであり、今後、税務の取扱いが変わる場合があります。
- 6 被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は効力を発生しません。(更新できません。)
- 7 受取人の希望により、保険金の全部または一部を受取人の方が年金として受取ることができます。(ただし、年金として受取ることができる保険金には制限があります。)保険金請求の際に、いずれかを選択していただきます。詳細については下記の「保険金の年金受取り(年金払特約)」をご参照ください。

## 保険金の年金受取り(年金払特約)

万一の場合、残されたご家族の月々の生活費としてもご利用いただくことができます。受取人の希望により、保険金の全部または一部を受取人の方が年金として受取ることができます。(ただし、年金として受取ることができる保険金には制限があります。)保険金請求の際に、いずれかを選択していただきます。

### 1 全額一時金

保険金はやっぱり一時金で受取りたい。そのお金で、葬儀費用や各種ローンの支払いを済ませよう。

### 2 一時金+年金

葬儀費用のために多少は一時金で受取りたい。残った保険金は分割にして、今後の生活費や教育費にあてよう。

### 3 全額年金

一括受取りは個人保険でカバーできているから、全額分割受取りにして、今後の生活費を増やしたい。

### 【年金の種類と内容】

年金の種類	種類	確定年金	保証期間付終身年金
	受取期間	5年、10年、15年	終身(保証期間15年)
年金の型	定額型・増額型(年5%の単利)		
年金受取り	次のいずれかを選択 ①年1回受取り ②年2回受取り(6カ月ごと) ③年4回受取り(3カ月ごと)		
年金受取開始日	基金設定日から1年以内の〔2月1日、5月1日、8月1日、11月1日〕のいずれかを選択		
一括受取請求	一時金が必要なときは年金受取人の請求によって年金受取りにかえて、一括受取りを請求できます。	同左 (ただし、一括受取りの請求期間は保証期間までとなります。)	
年金受取人が死亡された場合	残存受取期間の未払年金の現価を年金受取人の相続人にお支払いします。	保証期間中に死亡された場合、残存保証期間に対応する未払年金現価を年金受取人の相続人にお支払いします。	

- 年金年額が30万円未満となる場合は、年金でのお受取りはできません。(一時金でのお受取りとなります。)
- 年金受取方法を年2回受取り、または年4回受取りとする場合、年金年額40万円以上での設定が必要となります。
- 保証期間付終身年金は、第1回年金受取時の年金受取人の方が年齢39歳6カ月超の場合のみ選択可能です。

## 保障額と保険料 当保険は保険料会社負担部分の加入対象者のみ加入いただけます。

※加入資格の詳細については別冊P37をご確認ください。

### 年齢群団別 男女別月払保険料(概算)

(保険料の単位:円)

対象	本人														
	配偶者														
死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	150万円	300万円	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円	3,000万円	3,500万円	4,000万円	4,500万円	5,000万円	5,500万円	6,000万円	
保険年齢															
15歳～35歳 (S58.10.2生～H16.10.1生)	男性	152	306	511	1,023	1,534	2,046	2,557	3,069	3,580	4,092	4,603	5,115	5,626	6,138
	女性	115	231	385	771	1,156	1,542	1,927	2,313	2,698	3,084	3,469	3,855	4,240	4,626
36歳～40歳 (S53.10.2生～S58.10.1生)	男性	179	360	601	1,203	1,804	2,406	3,007	3,609	4,210	4,812	5,413	6,015	6,616	7,218
	女性	159	320	534	1,068	1,602	2,136	2,670	3,204	3,738	4,272	4,806	5,340	5,874	6,408
41歳～45歳 (S48.10.2生～S53.10.1生)	男性	227	455	759	1,518	2,277	3,036	3,795	4,554	5,313	6,072	6,831	7,590	8,349	9,108
	女性	185	371	619	1,239	1,858	2,478	3,097	3,717	4,336	4,956	5,575	6,195	6,814	7,434
46歳～50歳 (S43.10.2生～S48.10.1生)	男性	304	609	1,015	2,031	3,046	4,062	5,077	6,093	7,108	8,124	9,139	10,155	11,170	12,186
	女性	240	482	804	1,608	2,412	3,216	4,020	4,824	5,628	6,432	7,236	8,040	8,844	9,648
51歳～55歳 (S38.10.2生～S43.10.1生)	男性	452	906	1,510	3,020	4,530	6,040	7,550	9,060	10,570	12,080	13,590	15,100	16,610	18,120
	女性	391	783	1,305	2,610	3,915	5,220	6,525	7,830	9,135	10,440	11,745	13,050	14,355	15,660
56歳～60歳 (S33.10.2生～S38.10.1生)	男性	504	1,009	1,683	3,366	5,049	6,732	8,415	10,098	11,781	13,464	15,147	16,830	18,513	20,196
	女性	481	963	1,606	3,213	4,819	6,426	8,032	9,639	11,245	12,852	14,458	16,065	17,671	19,278
61歳～65歳 (S28.10.2生～S33.10.1生)	男性	535	1,072	1,787	3,575	5,362	7,150	8,937	10,725	12,512	14,300	16,087	17,875	19,662	21,450
	女性	493	987	1,646	3,292	4,938	6,584	8,230	9,876	11,522	13,168	14,814	16,460	18,106	19,752
66歳～70歳 (S23.10.2生～S28.10.1生)	男性	579	1,160	1,933	3,867	5,800	7,734	9,667	11,601	13,534	15,468	17,401	19,335	21,268	23,202
	女性	510	1,021	1,702	3,404	5,106	6,808	8,510	10,212	11,914	13,616	15,318	17,020	18,722	20,424
71歳 (S22.10.2生～S23.10.1生)	男性	621	1,243	2,072	4,144	6,216	8,288	10,360	12,432	14,504	16,576	18,648	20,720	22,792	24,864
	女性	531	1,063	1,773	3,546	5,319	7,092	8,865	10,638	12,411	14,184	15,957	17,730	19,503	21,276
72歳 (S21.10.2生～S22.10.1生)	男性	639	1,280	2,134	4,269	6,403	8,538	10,672	12,807	14,941	17,076	19,210	21,345	23,479	25,614
	女性	541	1,083	1,805	3,611	5,416	7,222	9,027	10,833	12,638	14,444	16,249	18,055	19,860	21,666
73歳 (S20.10.2生～S21.10.1生)	男性	661	1,324	2,207	4,414	6,621	8,828	11,035	13,242	15,449	17,656	19,863	22,070	24,277	26,484
	女性	552	1,106	1,844	3,688	5,532	7,376	9,220	11,064	12,908	14,752	16,596	18,440	20,284	22,128
74歳 (S19.10.2生～S20.10.1生)	男性	686	1,374	2,291	4,582	6,873	9,164	11,455	13,746	16,037	18,328	20,619	22,910	25,201	27,492
	女性	565	1,131	1,886	3,773	5,659	7,546	9,432	11,319	13,205	15,092	16,978	18,865	20,751	22,638
75歳 (S18.10.2生～S19.10.1生)	男性	716	1,434	2,390	4,780	7,170	9,560	11,950	14,340	16,730	19,120	21,510	23,900	26,290	28,680
	女性	579	1,159	1,932	3,865	5,797	7,730	9,662	11,595	13,527	15,460	17,392	19,325	21,257	23,190

- 保険料は毎月の給与から控除します。(第1回目は4月給与から)
- 上記は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、更新日(今回は2019年4月1日)から適用します。保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。
- 当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。※「保険年齢」とは、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数については6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げて計算した年齢をいいます。(例:19歳7カ月の方の保険年齢は20歳となります。)

### 保険料会社負担部分について

当制度は役員・社員・嘱託の方々の万一の場合に備え、会社が保険料を負担し、役員・社員・嘱託の方々が被保険者となる保険制度を付保しております。保険料会社負担部分の被保険者となることに同意いただくことができない場合は、2月15日までにFFBX下記部署までお申し出ください。

富士ゼロックス(株)の方  
→ FFBX 統合ビジネスサービス本部 FX給与グループ  
富士ゼロックス販売会社・関連会社の方  
→ FFBX 統合ビジネスサービス本部 保険サービスセンター

加入対象者	役員・社員・嘱託
保険金額	死亡・高度障がい保険金額100万円
保険金受取人	弔慰金規程の定めに基づく死亡保険金受取人

※高度障がい保険金の受取人は本人(主たる被保険者)です。(注)本人(主たる被保険者)のご加入が、保険料会社負担部分のみである場合、配偶者はご加入になれません。また、配偶者が加入される場合は、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みいただく必要がありますが、この場合の本人の保障額には、保険料会社負担部分は含まれませんので、ご注意ください。





# 社員グループ保険

団体定期保険Ⅱ 〈事務幹事〉日本生命

制度内容等の詳細につきましては別冊 P37～44 および P45～46 の「ご加入にあたっての留意点」「ご加入者の皆様へ」を必ずご確認ください。

## ■保険金の支払事由

**死亡保険金**……………引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

**高度障がい保険金**…引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日（\*1）以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表（\*2）に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。

なお、上記によって高度障がい保険金がお支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものととして取扱います。

したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。

(\*1) その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については加入日を増額日と読替えます。

(\*2) 対象となる「高度障がい状態」とは

- ① 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- ② 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- ③ 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
- ④ 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
- ⑤ 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑥ 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑦ 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑧ 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

## ～高度障がい状態に関する補足説明～

### 1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

### 2. 眼の障がい（視力障がい）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。

### 3. 言語またはそしゃくの障がい

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
  - ① 語音構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
  - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
  - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能の場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

### 4. 上・下肢の障がい

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

## ■保険金をお支払いしない場合等（詳細）

ご加入（\*1）のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入（\*1）部分が解除されたときには保険金をお支払いしません。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。また、次のような場合においても保険金をお支払いしませんので、ご加入（\*1）のお申込みの際に特にご注意ください。

### ●引受保険会社は、死亡保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、死亡保険金をお支払いしません。

- 被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入（\*1）日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には、死亡保険金をお支払いします。
- 保険契約者の故意。
- 死亡保険金受取人の故意。ただし、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の死亡保険金受取人にお支払いします。
- 戦争その他の変乱。（\*2）

### ●引受保険会社は、高度障がい保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、高度障がい保険金をお支払いしません。

- 被保険者の故意。
- 保険契約者の故意。
- 高度障がい保険金の受取人の故意。ただし、その高度障がい保険金受取人が高度障がい保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の高度障がい保険金受取人にお支払いします。
- 戦争その他の変乱。（\*2）
- （\*1）保障額を増額する場合、増額部分については、ご加入を増額と読替えます。
- （\*2）ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、死亡保険金・高度障がい保険金の全額をお支払いし、または死亡保険金・高度障がい保険金を削減してお支払いします。

### ●高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入（\*1）時以後に生じた場合に限りです。（原因となる傷病がご加入（\*1）時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。）したがって、原因となる傷病がご加入（\*1）時前に生じていた場合には、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。

### ●次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。この場合、保険金をお支払いしません。（以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうち一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。）

- ① 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金受取人が、保険金（死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき。
- ② この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の（ア）～（オ）のいずれかに該当するとき。
  - （ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
  - （イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
  - （ウ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること
  - （エ）反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
  - （オ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

### ●保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

### ●保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

■「障がい」の表記  
当パンフレット(社員グループ保険部分)では、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語を含め、「障害」を「障がい」と表記しています。

日本・団-2018-707-11901-M(H30.12.17)

ケガ保険
病氣保険
携行品保険
賠償保険
ゴルフ保険
長期収入
サポート
社員グループ保険
家族生活費
生活習慣病
医療保険
医が療ん保
自動車保険
火地震保
ペット保険



「申込書兼告知書」記入見本

★新規加入される方

①～⑧の必要事項を記入・押印のうえ「申込書兼告知書」をP7に記載の提出先へご提出ください。また、本人との続柄が「その他(9)」となる方を本人の死亡保険金受取人とされる場合、または受取人を複数指定される場合は、別紙「死亡保険金受取人指定書」をあわせてご提出ください。（新規加入のお申込みをされない方は「申込書兼告知書」のご提出は不要です。）

★すでに加入されている方

◎加入内容を変更したい

加入内容が印字された「申込書兼告知書」を確認いただき、必要事項を記入・押印のうえ「申込書兼告知書」をP7に記載の提出先へご提出ください。死亡保険金受取人を変更される場合は、別紙「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。（「申込書兼告知書」での受取人変更のお取扱いができません。）この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者（団体）が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日です。

◎脱退したい

「申込書兼告知書」のご提出が必要ですので、②申込日（告知日）を記入し、⑤申込保険金額（万円）欄に「0」と記入して、⑥申込印（告知印）欄に申込印（告知印）を押印のうえ、P7に記載の提出先へご提出ください。

◎現在の加入内容で継続したい

加入内容に変更のない方は従来の加入内容で継続されますので「申込書兼告知書」のご提出は不要です。ただし、年齢によって保険料が変わる可能性がありますので必ずP20の「保障額と保険料」をご確認ください。

- 「申込書兼告知書」は「社員グループ保険（団体定期保険）」と書かれたA4サイズ・縦・グリーンのもので。
- 「申込書兼告知書」は1枚目・2枚目をご提出ください。3枚目は本人控えとなりますので、切り離しお手元に保管ください。
- 必要事項が記入・押印されているか、ご提出前にご確認ください。内容を訂正される場合は二重線で抹消後、訂正印（申込印と同一のもの）を押印のうえ、正当内容をご記入ください。
- 別紙「死亡保険金受取人指定書」または「被保険者の告知書」が必要な方はFFBX 統合ビジネスサービス本部 保険サービスセンターまでお申し出ください。

社員グループ保険（団体定期保険） 1. ニッセイ用

申込書兼告知書

日本生命保険相互会社 行 富士フィルムホールディングス株式会社

① 事業所コード欄はP24に記載の事業所コード番号をご記入ください。社員No欄は社員番号を右づめでご記入ください。

② 必ずご記入ください。「申込日（告知日）」は、募集開始日（平成31年1月24日）以降の記入（告知）いただいた日をご記入ください。

③ 印字内容をご確認ください。氏名はすべてカタカナでご記入ください。配偶者もお申込みをされる場合にご記入ください。

④ 印字内容をご確認ください。性別・年号に○のうえ、生年月日をご記入ください。

⑤ 今回お申込みをされる保険金額をP20の「保障額と保険料」の中から選択してご記入ください。●配偶者の保険金額は本人と同額もしくはそれ以下の金額で設定ください。（脱退の場合は「0」とご記入ください。）

⑥ 必ず押印ください。配偶者が加入・増額・減額・脱退等の場合には配偶者印も押印ください。

⑦ 本人の死亡保険金受取人 富士 ハナコ 1 1  
配偶者の死亡保険金受取人 シュタルヒホケンシャ 1 1

⑧ 新規加入・増額をご希望の方は、「申込書兼告知書」裏面の「質問事項」をご確認ください。●本人（主たる被保険者）が新規加入・増額のお申込みをされる方の告知をとりまとめのうえ、1または2に○印をご記入ください。  
【1に○印】 申込者全員の質問事項に対する答えが全て「いいえ」となる場合  
【2に○印※】 1名でも質問事項に対する答えが「はい」となる場合や質問事項に対する答えに迷われる場合  
※【「はい」の答えがある申込者氏名】に該当者の氏名をカタカナでご記入のうえ、あわせて別紙「被保険者の告知書」をご提出いただければ、保険会社にて新規加入・増額の可否を判断します。  
\*加入（増額）可否は査定後通知いたします。

※ご注意  
内容を訂正される場合は二重線で抹消後、訂正印（申込印と同一のもの）を押印のうえ、正当内容をご記入ください。配偶者欄を訂正される場合は配偶者印を押印ください。

<お申込みにあたって>を  
ご参照のうえ、ご記入ください。  
新規に加入される方は、本人の死亡保険金受取人氏名（カタカナ）および続柄コード（「申込書兼告知書」裏面に記載の「お申込みにあたって」をご参照ください。）・人数をご記入ください。本人との続柄が「その他(9)」となる方を本人の死亡保険金受取人とされる場合、または受取人を複数指定される場合、もしくはすでに加入されている方で死亡保険金受取人を変更される場合は、別紙「死亡保険金受取人指定書」のご提出が必要です。（新規に加入される方で複数指定される場合、当欄には第1指名順位の方をご記入ください。）

事業所コード一覧

●当制度の対象となるのは以下の企業です。

事業所コード	会社名
50001	富士ゼロックス 株式会社
50101	富士ゼロックス北海道 株式会社
50102	富士ゼロックス宮 城 株式会社
50103	富士ゼロックス福 島 株式会社
50104	富士ゼロックス岩 手 株式会社
50105	富士ゼロックス新 潟 株式会社
50106	富士ゼロックス群 馬 株式会社
50107	富士ゼロックス千 葉 株式会社
50108	富士ゼロックス埼 玉 株式会社
50109	富士ゼロックス神奈川 株式会社
50110	富士ゼロックス茨 城 株式会社
50111	富士ゼロックス栃 木 株式会社
50112	富士ゼロックス東 京 株式会社
50113	富士ゼロックス多 摩 株式会社
50114	富士ゼロックス北 陸 株式会社
50115	富士ゼロックス長 野 株式会社
50116	富士ゼロックス静 岡 株式会社
50117	富士ゼロックス愛知東 株式会社
50118	富士ゼロックス愛 知 株式会社
50119	富士ゼロックス岐 阜 株式会社
50120	富士ゼロックス三 重 株式会社
50121	富士ゼロックス京 都 株式会社
50122	富士ゼロックス大 阪 株式会社
50123	富士ゼロックス兵 庫 株式会社
50124	富士ゼロックス四 国 株式会社
50126	富士ゼロックス岡 山 株式会社
50127	富士ゼロックス広 島 株式会社
50128	富士ゼロックス福 岡 株式会社
50130	富士ゼロックス熊 本 株式会社
50131	富士ゼロックス長 崎 株式会社
50132	富士ゼロックス鹿児島 株式会社
50133	富士ゼロックス山 口 株式会社
50205	富士ゼロックス情報システム 株式会社
50208	富士ゼロックスシステムサービス 株式会社
50212	株式会社 富士ゼロックス総合教育研究所
50214	富士ゼロックスプリンティングシステムズ 株式会社
50222	富士ゼロックスインターフィールド 株式会社
50224	富士ゼロックスアドバンステクノロジー 株式会社
50225	富士ゼロックスマニユファクチュアリング 株式会社
50226	富士ゼロックスサービスクリエイティブ 株式会社
50233	富士ゼロックスサービスリンク 株式会社



ケガ保険  
病欠保険  
携行品保険  
ゴルフ保険  
サポートインシ  
長期収入  
社員グループ保  
障生活費  
生活習慣病  
医療保険  
医が療ん保  
自動車保険  
火地災震保  
ペット保険





# 「家族生活(費)保障保険」+「三大疾病保障保険・健康づくりサポート」

(引受保険会社) 明治安田生命保険相互会社

(健康応援プログラム)

※【契約概要】【注意喚起情報】は別冊のP47~48に記載しています。ご加入前に本パンフレットとあわせて必ずご確認ください。

ご加入対象	退職後継続	記入例ページ	留意点ページ	別冊ページ
本人・配偶者	×	申込書裏面	P.31~34	P.47~48

2019年度の変更点(必ずご一読ください)

遺児教育資金の制度内容が変更になりました。(2コースがなくなり、3コースが新設されました)

年金払特約付団体定期保険[生命保険]、健康づくりサポート、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団月掛扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)[生命保険]

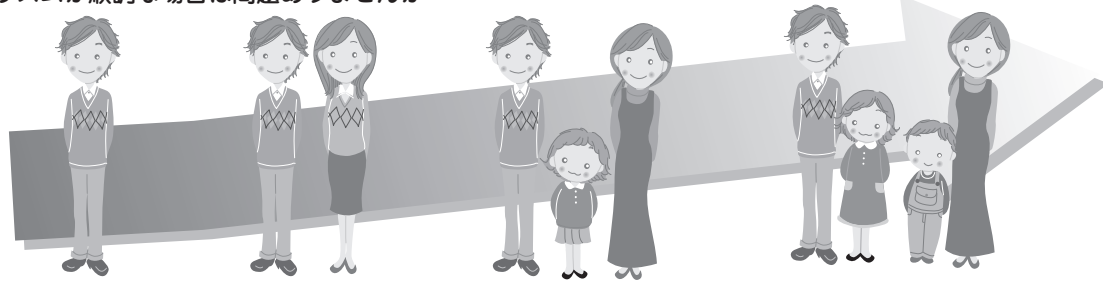
## ● 家族生活(費)保障保険

● 万一の時残されたご家族のために・・・死亡・高度障害のリスクに備える保障です。

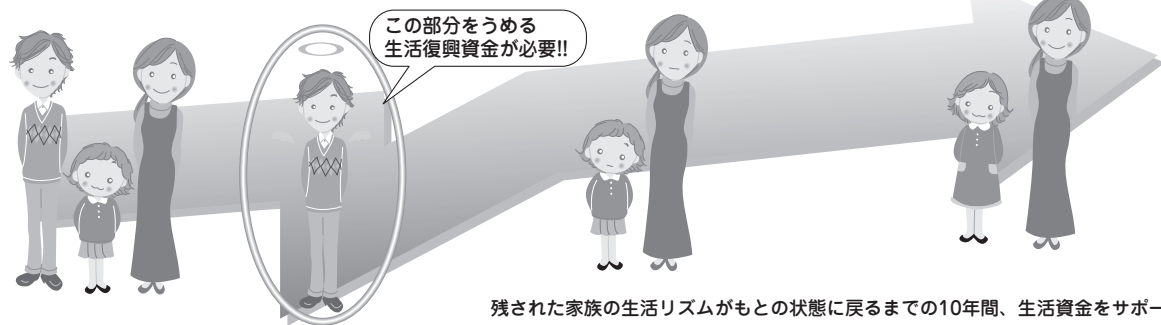
### 家族の生活保障資金として

### 生活保障資金：基本

● 生活のリズムが順調な場合は問題ありませんが...



● 万一、死亡・高度障害により生活リズムが崩れた場合



残された家族の生活リズムがもとの状態に戻るまでの10年間、生活資金をサポートします。

だからプラス

「遺児教育資金(※1)」ご加入により、生活保障資金とは別にお子様の教育資金に備えることが可能です。

### 遺児教育資金として

### 遺児教育資金：充実

● 万一(死亡・高度障害)の場合のお子様の教育資金確保を目的とした保障です

※1コース 年金原資 564万円の場合

3歳  
月額 約2.1万円  
×  
19年間  
(平均月額約2.6万円)

ご指定のお子様が22歳になるまで教育資金を支給します。

(加入・継続はお子様満20歳までです)

18歳  
月額 約11.3万円  
×  
4年間  
(平均月額約11.8万円)

6歳  
月額 約2.5万円  
×  
16年間  
(平均月額約3.1万円)

12歳  
月額 約4.2万円  
×  
10年間  
(平均月額約4.8万円)

★遺児教育資金の受取人はご指定のお子様になります。

★記載の月額額は初年度のもので、受取期間中、月額額は毎年3%増します。

★記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。

★実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

★お子様が満21歳に到達すると自動脱退となります。

★お子様ごと別々のコースでの加入は出来ません。全て同一のコースでお申込みください。

※遺児教育資金1コース加入の場合

(※1) 生活保障資金に加入することが条件です。

だからプラス

## ● 三大疾病時の保障・健康づくりサポート

● 健康で長生きするために・・・三大疾病のリスクに備える保障です。

### 三大疾病保障保険(※2)

健康増進に取り組んでいても、恐ろしい三大疾病は突然襲ってきます。



悪性新生物(がん)



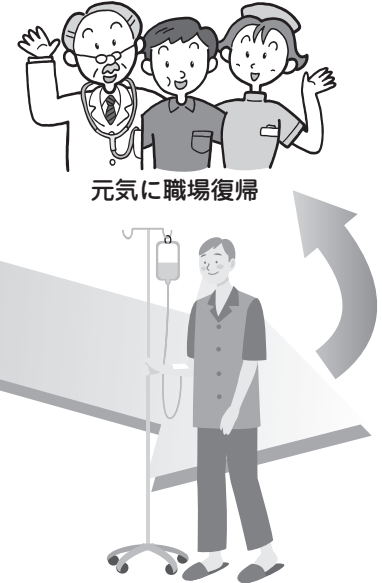
脳卒中



急性心筋梗塞

所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、もしくは所定の手術を受けられたとき  
生きるための治療費として**300万円**が一時金で支給されます

生活のリズムは一気に下降します。



### オプション

(※2) 家族生活(費)保障保険(生活保障資金)に加入することが条件です。

だからプラス

生活習慣やストレスにより健康をそこなう前に・・・ご自身の健康維持のためのサポートです。

### 健康づくりサポート(※3)

### 追加オプション

ココロとカラダの健康づくりをサポートする7つのメニュー！

月額 200円

一次予防 「健康増進」

二・三次予防 「早期発見・再発防止」

1 季刊誌「健康情報」  
お届け(年4回)

2 ヘルシーファミリー倶楽部  
ご利用はWebで

6 テレセカンド®  
お電話で

3 相談ダイヤル  
お電話で

4 WELBOX  
ご利用はWebで

7 ホスピサーチ®  
お電話で

5 CLUB FUJITA  
お電話で

※「健康づくりサポート」は明治安田ライフプラセンター(株)が提供するサービスです。  
※サービス概要はP30にてご確認ください。  
※「健康づくりサポート」は三大疾病保障保険とのセット加入となります。



※表紙のサンプル



※イメージ画像



※イメージ画像

(※3) 三大疾病保障保険に加入することが条件です。

ケガ保険  
病氣保険  
賠償保険  
携行品保険  
ゴルフ保険  
長期収入  
サポート  
社員グループ  
家族生活費  
保障プラン  
生活習慣病  
医療保険  
がん保険  
自動車保険  
火災保険  
地震保険  
ペット保険





# 家族生活(費)保障保険について

(引受保険会社) 明治安田生命保険相互会社

## 意向確認【ご加入前のご確認】

団体定期保険は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容が、ご確認のうえお申込みください。

## 制度の特長

死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を一時金または年金としてお支払いします。

## 保障内容と月額保険料(※受取期間中、年金月額を毎年3%逦増します。)

### 生活保障資金

### 基本

万一のこと(死亡・高度障害)があった場合、残されたご家族のための生活費を確保するプランです。

#### 本人加入コース

コース	初年度 年金月額	最終年度 年金月額	平均 年金月額	支給期間	年金受取 総額	年金原資 死亡・高度障害保険金	月額保険料(概算)(単位:円)		
							年齢	男性	女性
1コース	約 4.7万円	約 6.0万円	約 5.4万円	10年	約 651万円	約 628万円	18歳~35歳	678	414
							36歳~40歳	911	697
							41歳~45歳	1,243	867
							46歳~50歳	1,834	1,193
							51歳~55歳	2,757	1,639
							56歳~60歳	4,007	2,010
							61歳~65歳	5,872	2,763
							66歳~70歳	9,696	4,239
2コース	約 9.5万円	約 12.1万円	約 10.8万円	10年	約 1,302万円	約 1,256万円	18歳~35歳	1,356	829
							36歳~40歳	1,821	1,394
							41歳~45歳	2,487	1,733
							46歳~50歳	3,668	2,386
							51歳~55歳	5,514	3,278
							56歳~60歳	8,013	4,019
							61歳~65歳	11,744	5,526
							66歳~70歳	19,393	8,478

表中記載以外の年齢の方の保険料は保険会社までお問い合わせください。

#### 配偶者加入コース

配偶者に万一のこと(死亡・高度障害)があった場合、あなたにホームヘルパー援助費などとして10年間支払われます。

■配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。

コース	初年度 年金月額	最終年度 年金月額	平均 年金月額	支給期間	年金受取 総額	年金原資 死亡・高度障害保険金	月額保険料(概算)(単位:円)		
							年齢	男性	女性
1コース	約 2.8万円	約 3.6万円	約 3.2万円	10年	約 391万円	約 377万円	18歳~35歳	407	249
							36歳~40歳	547	418
							41歳~45歳	746	520
							46歳~50歳	1,101	716
							51歳~55歳	1,655	984
							56歳~60歳	2,405	1,206
							61歳~65歳	3,525	1,659
							66歳~70歳	5,872	2,763
2コース	約 4.7万円	約 6.0万円	約 5.4万円	10年	約 651万円	約 628万円	18歳~35歳	678	414
							36歳~40歳	911	697
							41歳~45歳	1,243	867
							46歳~50歳	1,834	1,193
							51歳~55歳	2,757	1,639
							56歳~60歳	4,007	2,010
							61歳~65歳	5,872	2,763
							66歳~70歳	9,696	4,239

■配偶者の年金原資(死亡保険金額・高度障害保険金額)は本人と同額以下とさせていただきます。  
 ■本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。  
 ■保険料は毎月の給与から控除します。(初回は、5月給与から)

## 保険金に対する課税について

### 1.死亡保険金(年金受取とした場合も含む)を受けとられた場合の課税関係

死亡保険金を受けとられた場合は、保険料負担者、被保険者、保険金受取人の関係によって、右のような課税対象となり、納付すべき税額がある場合は、申告が必要となります。

③高度障害保険金は、被保険者が受取人の場合は、課税されません。

### 2.年金を受けとられた場合の課税関係

毎年支払われる年金の受けとり時には、だれが保険料を負担しているかに関係なく、雑所得となります。

※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。

税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる場合があります。

保険料負担者	被保険者	保険金受取人	対象となる税金
会社	加入者本人	規程に基づく遺族	相続税
加入者本人	加入者本人	配偶者・子どもなど	相続税
加入者本人	配偶者	加入者本人	所得税(一時所得)
加入者本人	配偶者	その他	贈与税

家族生活(費)保障保険は、死亡保険金を年金原資として遺族が受け取れるというコンセプトに基づく制度ですが、ご請求者の希望により一時金で受け取ることも可能です。

## 加入資格

※詳細についてはP31をご確認ください。

本人…本体・関連の役員・社員・嘱託・準社員で申込書記載の告知内容に該当し、2019年5月1日現在満17歳6カ月を超え、満59歳6カ月までの方(なお、在職中は満60歳6カ月まで、役員は満80歳6カ月まで継続できます。)

配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2019年5月1日現在満17歳6カ月を超え、満59歳6カ月までの方(継続の場合は満65歳6カ月までの方。配偶者だけの加入はできません。)

## 遺児教育資金

### 充実

本人に万一のこと(死亡・高度障害)があった場合、死亡保険金(年金原資)を指定した受取人(満20歳までの子ども)が年金(教育資金)として22歳になるまで受け取る制度です。

※生活保障資金とセットでご加入ください。(満20歳までのお子様3名まで加入できます)

### 重要

●現在2コースへご加入の方へ

2019年契約より遺児教育資金の2コースがなくなります。1コースまたは新設の3コースへ変更、もしくは脱退のお手続きが必要となるため、必ず申込書をご提出ください。

### お子様一人あたりの月額保険料(概算)

(単位:円)

年齢はご本人の保険年齢です。  
 保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=2019年5月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

■記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し、概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算いたします。

■保険料は毎月の給与から控除します。(初回は、5月分給与から)

■遺児教育資金のご加入に際しては、ご加入者ご本人について告知ください。

■遺児教育資金のみの加入はできません。

■お子様ごと別々のコースでの加入は出来ません。全て同一のコースでお申込みください。

■本制度は、主契約(団体定期保険)と特約(年金払特約)をセットしたものです。

■生活保障資金と遺児教育資金は、同一の団体定期保険で運営されています。

■遺児教育資金は本人が死亡した場合、死亡保険金(年金原資)を指定した受取人(子ども)が年金として受取る制度です。

■死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<http://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。

なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

コース	満20歳までのお子様1名あたり(3名まで加入可)		
	年金原資(死亡・高度障害保険金)	564万円	
1コース	年齢	男性	女性
	18歳~35歳	536	344
	36歳~40歳	682	575
	41歳~45歳	925	705
	46歳~50歳	1,325	998
	51歳~55歳	1,929	1,348
	56歳~60歳	2,786	1,709
	61歳~65歳	4,264	2,267
3コース	年金原資(死亡・高度障害保険金)	400万円	
	年齢	男性	女性
	18歳~35歳	380	244
	36歳~40歳	484	408
	41歳~45歳	656	500
	46歳~50歳	940	708
	51歳~55歳	1,368	956
	56歳~60歳	1,976	1,212
3コース	年齢	男性	女性
	61歳~65歳	3,024	1,608
	66歳~70歳	4,484	2,168

## 万一(死亡・高度障害)の場合、その時点でのお子様の年齢による月額教育資金目安(受取月額は毎年3%逦増します)(単位:円)

コース	お子様の年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
		初年度月額(支給期間)	約1.8万(22年)	約1.8万(21年)	約2.0万(20年)	約2.1万(19年)	約2.2万(18年)	約2.4万(17年)
1コース	お子様の年齢	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	
	初年度月額(支給期間)	約2.5万(16年)	約2.7万(15年)	約2.9万(14年)	約3.2万(13年)	約3.5万(12年)	約3.8万(11年)	
	お子様の年齢	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	
	初年度月額(支給期間)	約4.2万(10年)	約4.8万(9年)	約5.4万(8年)	約6.2万(7年)	約7.4万(6年)	約8.9万(5年)	
	お子様の年齢	18歳	19歳	20歳				
	初年度月額(支給期間)	約11.3万(4年)	約15.2万(3年)	約23.0万(2年)				
	3コース	お子様の年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
		初年度月額(支給期間)	約1.2万(22年)	約1.3万(21年)	約1.4万(20年)	約1.5万(19年)	約1.5万(18年)	約1.7万(17年)
お子様の年齢		6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	
初年度月額(支給期間)		約1.8万(16年)	約1.9万(15年)	約2.1万(14年)	約2.2万(13年)	約2.5万(12年)	約2.7万(11年)	
お子様の年齢		12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	
初年度月額(支給期間)		約3.0万(10年)	約3.4万(9年)	約3.8万(8年)	約4.4万(7年)	約5.2万(6年)	約6.3万(5年)	
お子様の年齢		18歳	19歳	20歳				
初年度月額(支給期間)		約8.0万(4年)	約10.7万(3年)	約16.3万(2年)				

記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

※申込書記入例は、申込書裏面に記載しております。

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。 P31、33~34

ケガ保険  
 病氣保険  
 賠償保険  
 携行品保険  
 ゴルフ保険  
 サポート入  
 長期収入  
 社員グループ  
 家族生活費  
 医療保険  
 火災保険  
 ハット保険





# 三大疾病保障保険・健康づくりサポート

〈引受保険会社〉 明治安田生命保険相互会社

リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団月掛扱無配当  
特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】健康づくりサポート

〈健康応援プログラム〉

## 健康づくりサポート

気づき 行動 増進

「健康増進」と「生活習慣病予防」

万一、所定のがんと診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、もしくは所定の手術を受けられたとき  
三大疾病保障保険が経済的サポート

※健康づくりサポートのみの加入は出来ません。必ず三大疾病保障保険とセットでご加入ください。

### 意向確認(ご加入前のご確認)

無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

### 制度の特長

- 三大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)の治療費として保険金をお支払いします。
- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。

### (1) 三大疾病保障保険

リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団月掛扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】

※家族生活(費)保障保険(生活保障資金)とセットでご加入ください。

## 三大疾病保障保険とは…

所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、もしくは所定の手術を受けられたとき、高額治療費など一時的に必要な資金を確実に準備できます。

【加入区分：本人・配偶者】

所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、もしくは所定の手術を受けられたとき

特定疾病保険金 300万円

### 死亡・所定の高度障害のとき

死亡・高度障害保険金 300万円

\* 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。

●被保険者が加入日(\*)以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類とお支払対象の疾病	お支払事由	お支払対象とならない疾病例 <sup>※1</sup>
●悪性新生物(がん)	加入日(*)前を含めてはじめて <sup>※2</sup> 悪性新生物と診断確定 <sup>※3</sup> されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日(*)からその日を含めて90日を経過した後、加入日(*)前を含めてはじめて診断確定されたとき	・上皮内新生物 <sup>※4</sup> ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫
●急性心筋梗塞	加入日(*)以後に発生した疾病 <sup>※5</sup> を原因として、急性心筋梗塞を発病 <sup>※5</sup> し、その疾病により初めて医師の診察を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態 <sup>※6</sup> が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 <sup>※7</sup> を受けたとき	・狭心症 ・解離性大動脈瘤 ・心筋症
●脳卒中(くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞)	加入日(*)以後に発生した疾病 <sup>※5</sup> を原因として、脳卒中を発病 <sup>※5</sup> し、その疾病により初めて医師の診察を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 <sup>※7</sup> を受けたとき	・一過性脳虚血 ・外傷性くも膜下出血 ・未破裂脳動脈瘤
死亡保険金	死亡されたとき	—
高度障害保険金	加入日(*)以後に発生した傷害または疾病 <sup>※5</sup> により所定の高度障害状態になられたとき	—

- ※1 お支払対象とならない疾病には、左記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款(付表1)対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については約款をご覧ください。
- ※2 ご加入前にお支払対象のがんと診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象のがんに診断確定されたとき、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日(\*)以後に診断確定されたお支払対象のがんの発症部位が、加入日(\*)前診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- ※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めことがあります。
- ※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に局限しているもの、または、乳房・膀胱・腎臓・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「T a」(膀胱・腎臓・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
- ※5 疾病の発生および急性心筋梗塞、脳卒中の発病には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時を含みます。
- ※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の作業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- ※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開胸術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。

(\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。

《リビング・ニーズ特約》 余命6か月以内と判断されるととき、保険金の前払請求ができます。

## 月額保険料 〈保険期間1年、集団月掛扱月払、保険金額300万円〉

年齢	保険料	
	男性	女性
18～20歳	615 円	474 円
21～25歳	648 円	564 円
26～30歳	708 円	714 円
31～35歳	861 円	978 円
36～40歳	1,176 円	1,293 円
41～45歳	1,755 円	1,827 円
46～50歳	2,631 円	2,517 円
51～55歳	4,173 円	3,144 円
56～60歳	6,450 円	3,996 円
61～65歳	9,819 円	5,595 円

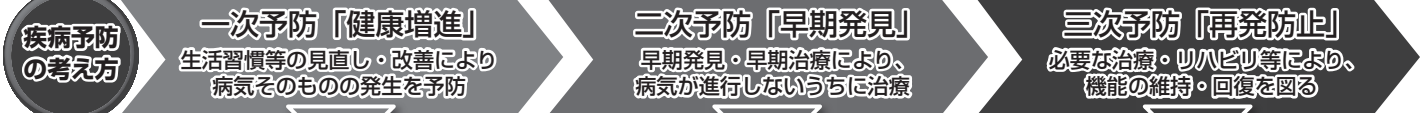
※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳=2019年5月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで

- 加入日(\*)以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり 約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いします。
- 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。
- この制度の保険料は年単位の契約応当日ごとの総保険金額により割引が適用される場合があります。記載の保険料は総保険金額10億円以上30億円未満の場合の保険料です。したがって、実際の総保険金額が異なれば、保険料も異なる場合があります。
- この場合は年単位の契約応当日より正規保険料を適用します。
- 記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。
- 保険料は5歳ごとの年齢群団となります。(5歳ごとに保険料が変わります)
- 保険料は毎月の給与から控除します。(初回は5月分から)
- 保険料のお払込方法が一般被保険者と異なる場合には、この保険のお取扱いをいたしなげますのでご了承願います。
- この保険には満期保険金はありません。 \*この保険には自動振替貸付制度はありません。 \*現金貸付・払済保険・延長保険のお取扱いはいたしません。

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。 P32～34

### (2) 健康づくりサポート

サービスの概要 疾病予防の考え方に基づいた7つのメニューをご利用いただけます。



#### 一次予防に対応したサービスメニュー

- 季刊誌「健康情報」  
健康的な食事・運動、リラクゼーションや最新の医学情報まで幅広い情報を満載。性別・年代を問わず楽しめる内容の情報誌を年4回お届け。(日経ヘルス編集)
- ヘルシーファミリー倶楽部  
最新の健康情報から、病気・薬・病院の検索まで、健康に関するあらゆる情報を提供。健康関連書籍を中心に100冊以上が無料で読み放題の電子図書館や病院検索、くすり検索などさまざまなコンテンツで健康をサポート。

- 相談ダイヤル  
様々な不安や悩みについて、お気軽に相談いただける専門窓口をご用意。健康全般、病気や育児、メンタルヘルスに介護……。ご相談には専門スタッフ(看護師、保健師、管理栄養士、薬剤師、医師、臨床心理士、ケアマネージャー等)が責任を持って対応。 ※メンタルヘルス面接相談はひとり年間5回まで無料。

#### 二次・三次予防に対応したサービスメニュー

- テレセカンド<sup>®</sup>  
病院を受診することなく、名医<sup>(\*)</sup>による電話相談が可能。セカンドオピニオンの必要性、治療法や診断についての疑問にお答え。  
●臨床経験が積んだ看護師がご相談に応じる医師を検索し、相談日時を設定  
●看護師が三者通話で電話相談に立会いしっかりとサポート
- ホスピサーチ<sup>®</sup>  
名医が在籍する医療機関の情報(「医療機関名」及び「診療科」)をスピーディにお伝えするサービス。急いで名医の在籍する医療機関の情報を知りたいというニーズにお応え。  
●お電話ですぐに情報をお伝えすることが可能  
●確定診断でなくとも「疑い」状態でもご利用が可能

\*名医とは専門医同士の相互評価に基づいて選ばれた優秀な専門医を指します。また、対象となる疾患は全てのがん、心臓疾患、脳(神経)疾患などです。テレセカンド、ホスピサーチは米国及びその他の国におけるBest Doctors, Inc.の商標です。

#### ●WELBOX (ウェルボックス)

国内約26,000以上の宿泊施設や育児、介護、健康、自己開発、グルメ、スポーツ、エンタメなど暮らしのさまざまなシーンで利用できる多彩なメニューが会員価格でご利用可能。

#### ●CLUB FUJITA

藤田観光が運営するウイスタリアンライフクラブ(全国7施設)を優待料金でご利用可能。  
〈神奈川県箱根2、静岡県熱海・宇佐美、三重県鳥羽、長野県野尻湖・車山高原〉

### 「健康づくりサポート」の取扱い

加入期間	加入期間1年間(2019年5月1日～2020年4月30日)で以後毎年更新します(自動更新)。所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえご提出ください。継続する場合は、自動継続しますので手続きは不要です。
運営費	加入者は、当社に対し所定の期日に運営費200円(月額、消費税を含む)をお支払いいただけます。なお、運営費は理由のいかにを問わず返還いたしません。(※健康づくりサポートの運営費は、生命保険料控除の対象とはなりません。)

### 「健康づくりサポート」加入者規約

- 第1条(目的)  
健康づくりサポートとは、明治安田ライフプランセンター株式会社(以下、当社)が健康づくりサポートの加入申込みをされた方(以下、加入者)といふものに向けて継続的に健康生活を応援するサービスです。加入者がより健康増進に貢献できるように具体的な健康情報の提供をすることで、豊かなクオリティ・オブ・ライフに貢献することを目的といたします。
- 第2条(加入資格等)  
1. 加入資格は、団体の所属員で団体と当社の合意した範囲に該当する方が有します。  
2. 加入者とは、本規約を承認のうえ申込みをされ、当社が加入を認めた方をいいます。
- 第3条(運営費)  
加入者は、当社に対し所定の期日に所定の方法により運営費として当社が定める金額(消費税を含む)をお支払いいただけます。なお、運営費は理由のいかにを問わず返還いたしません。
- 第4条(加入者証の付与)  
加入者証の発行はありません。当社が定め通知した加入者管理番号をもって加入者番号とします。当社への電話照会等の際は、原則として加入者番号を告知いただきます。
- 第5条(健康情報の提供)  
加入者は、当社及び当社の指定する会社等から、第6条のサービスの内容を含めた各種情報提供があることに予め同意するものとします。
- 第6条(サービスの内容)  
1. サービスとは、以下のものを指します。  
① 当社が企画開発した以下の健康情報に関するサービス  
(1) 健康情報誌等による各種健康情報の提供  
(2) 電話による健康相談・メンタルヘルスカウンセリング・介護相談  
(3) その他  
② 当社と提携する健康増進関連の企業が提供する健康情報や商品等のご紹介の場合、加入者が商品等を購入し何らかの損害を被った場合または購入した商品に瑕疵があった場合、当社は一切責任を負わないものとします。  
2. 当社が第1条の目的に沿って提供するすべての情報提供は、あくまで健康に関する一般的な情報提供及びアドバイスを加入者の責任で活用していただくものであり、情報を活用したことによって加入者及び加入者のご家族等が何らかの損害を被った場合でも当社は一切責任を負うことはありません。

### 個人情報の取扱いについて

- 事業者の名称  
明治安田ライフプランセンター株式会社
- 個人情報保護管理者(情報管理統括責任者)  
リスク管理・コンプライアンス部長
- 個人情報の利用目的  
取得した個人情報は、健康づくりサポート加入者規約に定めるサービスの提供を行うために利用します。
- 個人情報の取扱いの委託について  
利用目的の達成に必要な範囲内において、取得した個人情報の全部または一部を委託する場合があります。その場合には、個人情報の管理水準が、当社が設定する基準を満たす企業を選定し、適切な管理、監督を行います。
- 開示対象個人情報の開示等及び問い合わせ窓口について  
当社が保有する開示対象個人情報について、開示・訂正・削除・利用停止のご依頼があった場合には、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由がない限り回答・訂正等の対応をいたします。  
【お問い合わせ先】 生活・健康サービス部 03-5952-5069
- 個人情報提供の任意性  
氏名・住所・電話番号を提供いただけない場合、本サービスを提供できない場合があります。健康づくりサポート加入申込書の提出をもちまして、個人情報の取扱いに同意いただいたものとさせていただきます。

3. 予告なくサービス内容を追加・変更することがあります。

第7条(届出事項の変更)  
1. 加入者は、当社に届け出た住所・氏名等について変更があった場合には、所定の方法にて速やかに当社に通知していただきます。  
2. 前項の変更事項についての通知がなく、当社からの送付物等が延着し、または到着しなかったときでも、当社は責任を負いません。ただし、前項の届け出を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りではありません。

第8条(脱退ならびに加入者資格の喪失の場合の取扱い)  
1. 加入者は、自己の都合により脱退を希望するときは、所定の手続きをすることで、脱退することができます。

2. 何らかの理由で運営費が支払われなかった場合は、いずれも特別な申し出がない限りは自動的に加入者資格を喪失します。

3. 加入者が本規約に違反した場合、または加入者として不適当な行動が認められる場合等で当社が加入者として不適当と認めた場合は、当社は加入者資格を取り消すことがあります。

4. 第2条に定める加入者資格を喪失した場合ならびに前2項の場合、契約は終了します。

第9条(加入期間)  
1. 加入者が、当社からサービス提供を受けることができる期間は1年です。  
サービスの開始日と終了日は加入者が所属する団体と当社との間で決定した期間となります。

2. 特に申し出のない場合、加入期間は1年毎に自動的に更新されます。

第10条(データの保護)  
当社が保有する加入者個人のデータは厳正に管理・運用します。

第11条(規約の変更)  
本規約については、今後変更することがあります。その場合、これを速やかに加入者に告知します。変更日以降は、変更後の規約に従い取扱うものとします。

第12条(契約の終了)  
1. 本契約は所属する団体が明治安田生命保険相互会社及びその関連会社の保険商品の採用を中止した場合、同時に終了します。  
2. 本契約は加入者が所属する団体と当社との間のサービスの運営にかかる「健康増進情報の有料提供サービス契約の取扱いに関する協定書」が終了した場合、同時に終了します。

この制度は下記の会社と締結した健康増進情報の有料提供サービス契約の取扱いに関する協定書及び健康づくりサポート加入者規約に基づいて運営します。

サービス提供会社：明治安田ライフプランセンター株式会社  
【サービス内容等に関するお問合せ先】 健康づくりサポート事務局：0120-567-074 (平日9:00～17:00)

MYLP-バー18-健サ-076



# ご加入にあたっての留意点（必ず、お読みください。）

## ● 家族生活（費）保障保険

### 1.加入資格（遺児教育資金ご加入に際しては、本人について告知ください。）

本人…本体・関連の役員・社員・嘱託・準社員で申込書記載の告知内容に該当し、2019年5月1日現在満17歳6カ月を超え、満59歳6カ月までの方（なお、在職中は満60歳6カ月まで、役員は満80歳6カ月まで継続できます。）

配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2019年5月1日現在満17歳6カ月を超え、満59歳6カ月までの方（継続の場合は満65歳6カ月までの方。配偶者だけの加入はできません。）

【告知内容】

本人

【現在の就業状態】

申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

（注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者

【現在の健康状態】

申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

（注）①「治療」には、指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

本人・配偶者共通

【過去12ヵ月以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

（別表）

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病
---

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

## 2.全員加入部分

家族生活（費）保障保険には保険料会社負担の全員加入部分があります。なお、ここで言う役職員とは役員・社員を指します。

●加入対象者：満80歳6カ月までの富士ゼロックス（株）役職員本人

●保険金額：一律40万円

●死亡保険金受取人：団体定期保険規程第7条の定めに基づく方です（配偶者、子、父母の順）

●高度障害保険金受取人：役職員本人

全員加入部分に関する個人情報の取扱いは、34ページの「個人情報に関する取扱いについて」をご覧ください。

当件について、ご了解をいただけない場合は、申込締切日までに団体窓口へお申し出ください。お申し出がない場合は、ご了承いただいたものとして取扱います。

## 3.継続加入の取扱い

一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金額以下で継続加入できます。

なお、更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。

## 4.保険期間

1年間（2019年5月1日～2020年4月30日）で以後毎年更新します。

保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、保険料の払込みが条件となります。

## 5.配当金

この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。（三大疾病保障保険には、配当金はありません。）

## 6.年金払特約

- 年金の種類と型 ●年金支払期間は、コースによって決まります。（通増型確定年金です）
  - 基本年金額は毎年、逡増いたします。（逡増率単利3％）
  - 年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
- 配当金 ●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
- 年金受取人 ●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
  - 年金受取人へのお支払は、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。
  - 年金のお支払日は、年金支払月の応当日（15日）です。
  - 年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。
- 年金のお支払い ●団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。但し、年金年額が、年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。
- 年金払の対象となる保険金

MY-A-19-団-000806

## 7.引受会社

【引受会社】**明治安田生命保険相互会社（事務幹事）**

日本生命 第一生命 住友生命 富国生命 大同生命 三井生命 シブラルタ生命 東京海上日動あんしん生命 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命 メットライフ生命 三井住友海上あいおい生命

この制度は生命保険会社と締結した年金払特約付団体定期保険契約に基づき運営します。

この保険契約は共同取扱契約であり、明治安田生命保険相互会社は他の各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等に変更されることがあります。

## ● 三大疾病保障保険

### 1.加入資格

本人…家族生活（費）保障保険に加入の本体・関連の役員・社員・嘱託・準社員で申込書記載の告知内容に該当し、2019年5月1日現在満17歳6カ月を超え、満59歳6カ月までの方（なお、在職中は満60歳6カ月まで継続できます。）

配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2019年5月1日現在満17歳6カ月を超え、満59歳6カ月までの方（継続の場合は満65歳6カ月までの方。配偶者だけの加入はできません）

【告知内容】

本人

【現在の就業状態】

申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

（注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者

【現在の健康状態】

申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

（注）①「治療」には、指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

本人・配偶者共通

【過去3ヵ月以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査（再検査・精密検査を含みます）・入院・手術をすすめられていません。

（注）検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

【過去5年以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことはありません。

（別表）

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病
---

※引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

※過去に特定疾病保険金または高度障害保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても再加入はできません。

※本人について定められた特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。

※**加入日（\*）よりも前に「悪性新生物（がん）」と診断確定されていた場合**には、加入日（\*）以降に新たに「悪性新生物（がん）」と診断確定されても、特定疾病保険金のお支払いの対象になりません。

（\*）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

## 2.保険期間

1年間（2019年5月1日～2020年4月30日）で以後毎年更新します。

## 3.リビング・ニーズ特約

【保険金のお支払事由について】

●ご請求の際に被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき。ただし、保険期間（更新される場合は更新後の保険期間を含みます。）満了前1年間は、リビング・ニーズ特約による保険金の請求はできません。※保険期間が1年のご契約の場合は満了前1年間であってもご請求できません。

●死亡保険金の全部をお支払いした場合には、ご契約は請求日に消滅します。

●余命6か月以内とは、ご請求の際に、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。

余命の判断は、医師の診断に基づき、ご請求時における被保険者の状態について行います。なお、次の場合などは「被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき」に該当しません。

（1）被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、身体の状態が回復した等の理由によって、ご請求時においては余命が6か月以内ではなくなったと判断される場合

（2）被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、ご請求の前に被保険者が死亡された場合

【ご請求について】

●ご請求額はこの特約が付加されているご契約の死亡保険金額の範囲内、かつ被保険者お1人について通算して3,000万円以内です。複数のご契約にリビング・ニーズ特約を付加されている場合、同一被保険者についてご請求いただいた指定保険金額が通算して3,000万円をこえたときは、そのこえる部分については、特約による保険金のお支払いはできません。

●「死亡保険金額」は、リビング・ニーズ特約による保険金のご請求日における「無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)」の死亡保険金額です。

●この特約による保険金をご請求いただけるのは被保険者です。ただし、被保険者をご請求いただけない特別な事情があるときは、被保険者があらかじめ指定した「指定代理請求者」が被保険者の代理人としてこの特約による保険金をご請求いただけます。

●ご請求に際しては、担当医師の診断書等が必要となります。また、事実の確認のため、当社指定の医師による診断を求める場合や担当医師に確認を求める場合があります。

【お支払金額について】

●被保険者からご請求いただいた指定保険金額から、6か月間の指定保険金額に対する利息と6か月分の指定保険金額に対する保険料の現価を差し引いた金額をお支払いします。（ただし、ご請求日から6か月以内にこの保険の更新日がある場合は、更新後の期間相当分について、請求時の保険料率に基づいて計算した、更新時の年齢の保険料の現価を差し引きます。）

【リビング・ニーズ特約による保険金をお支払いできない場合について】

●つぎのいずれかにより、リビング・ニーズ特約による保険金のお支払事由が生じた場合、この特約による保険金のお支払いはできません。

（1）被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき

（2）ご契約者・被保険者または指定代理請求者の故意によるとき

（3）戦争その他の変乱によるとき

●この特約の付加されているご契約が、告知義務違反によって解除となった場合は、この特約による保険金はお支払いできません。また、すでにこの特約による保険金を支払っていたときは、この特約による保険金の返還を請求します。

ケガ保険

病氣保険

携行物品保険  
賠償保険

ゴルフアイ保険

サポートメニュー  
長期収入

社員グループ保険

家族生活費保障保険

生活習慣病保障プラン

医療保険

医が療ん保保険

自動車保険

火地震保保険

ペット保険



# ご加入にあたっての留意点（必ず、お読みください。）

## 4.代理請求特約〔Y〕について

代理請求特約〔Y〕の付加により、被保険者が受取人となる保険金について、被保険者本人が請求できない特別な事情(注)がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金を請求することができます。

(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

指定代理請求者は、保険金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。

1. 被保険者の戸籍上の配偶者
2. 被保険者の直系血族
3. 被保険者の兄弟姉妹
4. 被保険者の3親等内の親族
5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金を請求する適切な関係があると当会社が認められた方に限ります。

ア. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方

イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)

\* 保険金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。

\* 保険金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約〔Y〕を付加することはできません。

お支払いした保険金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。

保険金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金をご請求いたいたしてもお支払いできません。

ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。

指定代理請求者に保険金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。

指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約〔Y〕の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。

指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

三大疾病保障保険 ご契約の詳細

ご契約の詳細は、「ご契約のしおり 約款」に記載されています。

「ご契約のしおり 約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。明治安田生命までお問い合わせください。

【ご契約のしおり 約款】記載事項の例

●お申込の撤回（クーリング・オフ）について

●解約と返戻金について

●健康状態等の告知義務について

●保険金等をお支払いできない場合について

●契約内容の変更等について

●「生命保険契約者保護機構」について

【お取扱できない事項の例】

・保険期間中の保障額の増額・減額はできません

・保険期間の変更はできません

・保険料の払込方法の変更はできません

●引受会社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して引受会社が承諾したときに有効に成立します。

**引受会社 明治安田生命保険相互会社**  
総合法人第二部法人営業第三部 〒107-0052 住所：東京都港区赤坂2-14-27 国際新赤坂ビル東館23階 TEL：03-3560-5736  
この制度は生命保険会社と締結したリビング・ニース特約付、代理請求特約〔Y〕付集団月掛無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）契約に基づき運営します。

MY-A-19-特疾-000807

## ● 家族生活（費）保障保険、三大疾病保障保険

### 1.ご加入に際して

(\*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

家族生活（費）保障保険		三大疾病保障保険	
申込方法・取扱い	所定の申込書に必要事項を記入・押印の上、ご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。 ただし、遺児教育資金は制度改定のため、遺児教育資金の2コースに加入の方は、自動継続ができません。申込書の提出が必要です。	保険期間の満了の日の2か月前までに更新されない旨のお申し出のない限り、ご契約は被保険者の健康状態にかかわらず自動的に更新されます。ただし、保険期間満了の日の翌日における保険年齢が60歳（配偶者は65歳）を超えるときは、自動更新のお取扱いをしません。 ※更新後のご契約の保険期間は1年です。※更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。	
	締切日	合同募集申込締切日	2019年2月15日（金）
お支払いの保険金	死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日（*）以後に（業務上業務外を問わず）発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。 引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。	死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日（*）以後に（業務上業務外を問わず）発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。なお、特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金は重複して支払われません。 引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。 ◆詳細は29ページをご覧ください。	
高度障害状態とは	高度障害状態とは身体障害の程度が加入日（*）以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの ※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。	高度障害状態とは身体障害の程度が加入日（*）以後に発生した傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。 1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき 2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったとき 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき ※「常に介護を要するとき」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。	

(\*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

お支払いできない場合について（解除・免責等）	次のような場合には、保険金のお支払いはできません。（すでにお払い済みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。）	次のような場合には、保険金のお支払いはできません。（すでにお払い済みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。）
お支払いできない場合について（解除・免責等）	●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき（告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなる場合があります。） ●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があって、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき ●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 1. 死亡保険金について ①被保険者が加入日（*）から1年以内に自殺したとき（ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります。） ②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。） 2. 高度障害保険金について ①被保険者の故意によるとき ②契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）	●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき（告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、2年経過後にも取り消しとなる場合があります。） ●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があって、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき 1. 死亡保険金について ①加入日（*）からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき（ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります。） ②契約者の故意によるとき ③死亡保険金受取人の故意によるとき ④戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。） 2. 高度障害保険金について ①被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ②契約者の故意または重大な過失によるとき ③被保険者の故意または重大な過失によるとき ④戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）
	お支払いできない場合について（解除・免責等）	<保険金のご請求について> ●保険金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体（以下「保険契約者」といいます。）にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。 ●保険金は、3年間ご請求が無いと、そのお支払いができなくなりますのでご注意ください。 ●ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めるときには医療機関等へ事実の確認に向う場合があります。 <改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について> ●ご加入の本人・配偶者に被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。 ●被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。 ●被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。 ●死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受会社へご通知ください（変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます）。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

#### <家族生活（費）保障保険>

●相互会社においては、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

#### <三大疾病保障保険>

●当社は相互会社であり、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっております。相互会社においては、剰余金の分配のある保険契約のご契約者は社員となりますが、この保険契約は剰余金の分配のない契約ですので、この保険のご契約者は社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

●約款規定については引受保険会社のホームページ（<http://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>）をご覧ください。  
なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性あります。

#### 個人情報に関する取扱いについて <契約者と生命保険会社からのお知らせ>(家族生活(費)保障保険、三大疾病保障保険共通)

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社)を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスののご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。  
(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<http://www.meijiyasuda.co.jp>)をご参照ください。

ー死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意くださいー

指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

ケガ保険

病気保険

賠償保険

旅行品保険

ゴルフ保険

長期収入

サボリーニシ

社員グループ

家族生活費

保障保険

生活習慣病

医療保険

がん保険

自動車保険

火災保険

地震保険

ペット保険





# 生活習慣病保障プラン <無配当医療保障保険(団体型)>

〈保険契約者〉富士ゼロックス株式会社  
〈引受保険会社〉三井生命保険株式会社

ご加入対象	退職後継続	申込書	記入例ページ	別冊ページ
本人・配偶者	×	P7参照	申込書裏面	P57~60

別冊 P57～60 の「特に重要なお知らせ (契約概要)」「特に重要なお知らせ (注意喚起情報)」「ご加入にあたっての留意点」を必ずご確認ください。

## 制度の特徴

- 特徴 1** 生活習慣病による入院を 1泊2日から保障します。  
生活習慣病：ガン・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患
- 特徴 2** 生活習慣病による所定の手術も保障します。  
所定の手術を受けたとき、入院の有無にかかわらず給付金を受け取れます。
- 特徴 3** 三大疾病と診断されたときには一時金100万円。  
三大疾病：ガン・急性心筋梗塞・脳卒中
- 特徴 4** 保障範囲を生活習慣病・三大疾病に特化することで合理的な保険料を実現しました。
- 特徴 5** 医師の診査は不要です。  
ご加入に際しては、健康状態に関する簡単な告知でお手続きができます。

### ご意向 (ニーズ) 確認のお願い

この保険は、所定の病気による所定の入院等の保障を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、当パンフレット・別冊（「特に重要なお知らせ (契約概要)」「特に重要なお知らせ (注意喚起情報)」「ご加入にあたっての留意点」）に記載されているこの保険商品の保障内容等（主に右の内容）について申込者さま全員（配偶者含む）のご意向（ニーズ）に合致しているかをご確認のうえ、お申し込みください。

- 保障内容 (目的とする給付事由が含まれていますか)
- 保険料 (保険料の水準、払込方法、払込期間はニーズに合致していますか)
- 保障額 (給付金額は必要な金額となっていますか)
- 保険期間 (目的とする期間の保障となっていますか)
- 配当金 (配当金のない商品です。ニーズに合致していますか)

## 保障内容と月払保険料 (概算)

保障内容	加入対象	本人・配偶者		
		1口プラン	3口プラン	5口プラン
口数				
<生活習慣病入院給付金> 所定の生活習慣病 (*1) で入院をしたとき (1泊2日からの入院1日あたり)		1,000円	3,000円	5,000円
<生活習慣病手術給付金> 所定の生活習慣病 (*1) で所定の手術を受けたとき (手術の種類に応じて1回につき)		4・2・1 万円	12・6・3 万円	20・10・5 万円
<三大疾病診断給付金> 所定の三大疾病と診断されたとき (*2) (一時金でお支払い)		100 万円	100 万円	100 万円
保険年齢	生年月日	月払保険料 (概算)		
16～19歳	H11.10.2～ H15.10.1	60 円	100 円	140 円
20～24歳	H6.10.2～ H11.10.1	60 円	100 円	140 円
25～29歳	H1.10.2～ H6.10.1	100 円	140 円	180 円
30～34歳	S59.10.2～ H1.10.1	196 円	248 円	300 円
35～39歳	S54.10.2～ S59.10.1	335 円	405 円	475 円
40～44歳	S49.10.2～ S54.10.1	542 円	646 円	750 円
45～49歳	S44.10.2～ S49.10.1	851 円	1,013 円	1,175 円
50～54歳	S39.10.2～ S44.10.1	1,186 円	1,418 円	1,650 円
55～59歳	S34.10.2～ S39.10.1	1,802 円	2,126 円	2,450 円
60～64歳	S29.10.2～ S34.10.1	2,711 円	3,193 円	3,675 円
65～69歳	S24.10.2～ S29.10.1	3,889 円	4,587 円	5,285 円

## お取り扱い内容

加入資格	健康で正常に勤務されている富士ゼロックス、富士ゼロックス販売会社・関連会社の役員・従業員、および健康で正常に日常生活を営んでいるその配偶者で2019年4月1日現在、以下に該当する方。 本人：15歳6か月超69歳6か月以下（昭和24年10月2日～平成15年10月1日生まれ）の方。 配偶者：満16歳以上69歳6か月以下（昭和24年10月2日～平成15年4月1日生まれ）の方。
配偶者の加入	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 配偶者とは、公的医療保険制度（健康保険）の加入者で、かつ、本人と同一戸籍の方です。</li> <li>● 配偶者のお申し込みにあたっては、被保険者となることへの同意および本人の加入が必要です。</li> <li>● 夫婦ともに本人加入資格を満たす場合には、それぞれ本人資格として加入してください。配偶者としての加入はできません。</li> <li>● 配偶者は本人の加入する口数を超えることはできません。</li> </ul>
責任開始期 (加入日)	● 2019年4月1日
受取人	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各給付金の受取人は配偶者分も含めて本人（主契約の被保険者）となります。</li> <li>※本人の給付金支払いに際し、提出された診断書上に対象となる傷病名が記載されていれば、本人が了知している（告知を受けている）ものとして本人に各給付金をお支払いします。</li> <li>【代理請求人について】</li> <li>● 三大疾病診断給付金については、本人に請求できない特別な事情がある場合、本人があらかじめ指定した代理請求人が給付金を請求することができます。詳しくは別冊「特に重要なお知らせ (注意喚起情報)」に記載しておりますのでご確認ください。</li> </ul>
脱退	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 退職（死亡含む）された場合には、当制度から脱退していただきます。</li> <li>● 本人が脱退（死亡含む）された場合には、配偶者も同時に脱退となります。</li> <li>● 脱退された場合、保険料払込期間の最終日で保障が終了します。</li> </ul>
中途変更	● 保険期間途中での加入・口数の変更・脱退（退職した場合を除く）はお取り扱いできません。
保険料の払込方法	● 毎月給与より引き去ります。
税法上の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>● お払い込みいただいた保険料は介護医療保険料控除の対象となります。（所得税法第76条）</li> <li>● 本人（主契約の被保険者）が受け取る給付金は非課税となります。（所得税法施行令第30条）</li> <li>※2018年7月現在の税制に基づく記載です。今後税制改正が行われた場合には、記載の内容と相違することがあります。個別の取り扱いについては、税理士または所轄の税務署・国税局へご確認ください。</li> </ul>
制度の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 責任開始期（加入日）現在、所定の加入人数に達しない場合には、当制度（ご契約）の発足はできません。</li> <li>● 当パンフレット・別冊は、無配当医療保障保険（団体型）に関して重要と思われる事項を抜粋して記載したものです。記載のない事項は保険約款に基づき運営されます。</li> </ul>

\* 1 所定の生活習慣病とは、**ガン・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患**をいいます。  
\* 2 所定の三大疾病（**ガン・急性心筋梗塞・脳卒中**）と診断され、所定の状態となった場合にお支払いします。

※支払事由の詳細は別冊「特に重要なお知らせ (契約概要)」〔別表〕【お支払い内容の詳細】をご確認ください。  
また、給付金をお支払いできない場合があります。詳細は、別冊「特に重要なお知らせ (注意喚起情報)」をご確認ください。

※上記保険料は、主契約の被保険者数（配偶者は含みません）が200～349名の場合の概算月払保険料です。  
加入者数が増減した場合には保険料も変動します。正規保険料は申込締切後算出し、初回保険料より適用します。

- ケガ保険
- 病気保険
- 携行品保険
- 賠償保険
- ゴルフ保険
- 長期収入
- サポート
- 社員グループ
- 家族生活費
- 保障プラン
- 医療保険
- 医が療ん
- 自動車保険
- 火地災震
- ペット



# 医療保険 入院保障保険(プライム60)

〈(集団名) 富士フイルムホールディングス株式会社  
〈(引受保険会社) アクサ生命保険株式会社

ご加入対象	退職後継続	記入例ページ	別冊ページ
本人および家族	○	申込書にセット	P.49~55

手術給付特約・手術補完給付特約・先進医療給付特約(12)・死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)・無事故割引特則付入院保障保険(終身型 09)(60日型)

富士フイルムビジネスエキスパート株式会社では、富士フイルムグループのみなさまの福利厚生制度の一環として、みなさまのご意向を推定しご提案させていただいております。

【推奨理由】  
富士フイルムビジネスエキスパート株式会社は、富士フイルムグループの団体割引が適用されること、取扱実績が多く、迅速なサービス提供ができることを理由とする会社方針により、アクサ生命保険株式会社の「入院保障保険(プライム60)」をおすすめしております。

取扱募集代理店 富士フイルムビジネスエキスパート株式会社

## 入院・手術を一生保障する医療保険。特約の任意付加でさらに保障が充実します。

**特長 1** 保険料が割安で一生上がりません。さらに主契約の保険料が最大 50% 割引になります。

主契約の払いもどし金がないため、その分保険料は割安です。また、無事故判定期間(5年間)内に「無事故」に該当されると、主契約の保険料が10%割引されます。最大で50%割引になります。

詳しくはP.39~40へ

**さらに** アクサメディカルアシスタンスサービスをご利用いただけます。 ※ご利用いただける サービスについてはアクサ生命ホームページでご確認ください。

★すでに、アクサ生命の医療保険にご契約の方は、P.45・P.46 で現在ご契約されている保障内容をご確認ください。

### ■ 保障内容 重要 保険期間・保険料払込期間：終身

		このようなときにお支払いします	お支払額	入院給付金日額 5,000円コース	入院給付金日額 10,000円コース	
基本プラン	入院 主契約	ガン以外の病気により入院したとき	日帰り入院*3 から保障	疾病入院給付金 入院給付金日額×入院日数	1入院 60日限度 通算 1,095日限度	
		ケガにより入院したとき	日帰り入院*3 から保障	災害入院給付金 入院給付金日額×入院日数	1入院 60日限度 通算 1,095日限度	
		ガンにより入院したとき	日帰り入院*3 から保障	ガン入院給付金 入院給付金日額×入院日数	お支払日数無制限	
	手術	[手術給付特約] 手術を受けたとき (対象となる手術(88種類)*5)	何度でも保障	手術給付金 手術給付金日額*6×40・20・10	手術の種類に応じて、1回につき 20・10・5万円	手術の種類に応じて、1回につき 40・20・10万円
		[手術補完給付特約] 手術または放射線治療(新生物根治放射線照射)を受けたとき ※手術給付特約の手術給付金が支払われる場合を除きます。	何度でも保障	手術補完給付金 手術補完給付金日額*6×5	放射線治療は 60日に1回限度	1回につき 2.5万円
先進医療	先進医療による療養を受けたとき		先進医療給付金	1回の療養につき1,000万円 限度、通算2,000万円限度	1回の療養につき 先進医療にかかる技術料と同額*7	
	先進医療給付金の支払われる療養を受けたとき		先進医療一時金		1回の療養につき 15万円	
保険料を割引	無事故判定期間(5年間)内に無事故に該当されたとき			1回につき 主契約保険料の10%を割引 最大5回/50%割引		

プラス 特約を付加することで、保障をさらに充実させることができます。(任意付加)

特約Ⅰ	生活習慣病 生活習慣病入院給付特約(09) (120日型・Ⅱ型)	生活習慣病により入院したとき 【対象となる生活習慣病】 悪性新生物 糖尿病 心疾患 高血圧性疾患 脳血管疾患	日帰り入院*3 から保障	生活習慣病入院給付金 生活習慣病入院給付金日額*6×入院日数	1入院 120日限度 通算 1,095日限度	1日につき 5,000円	1日につき 10,000円	一生保障
特約Ⅱ	退院後療養 退院後療養給付特約	退院したとき (主契約の入院給付金の支払われる入院をし、その退院時に生存しているとき)		退院後療養給付金 退院後療養給付金日額*6×5	通算 10回限度	1回につき 25,000円	1回につき 50,000円	
特約Ⅲ	ガンの治療 ガン化学療法・緩和療養 給付特約	ガンにより化学療法(抗がん剤治療)を受けたとき	入院しなくても 保障	特約化学療法給付金 特約基本給付金額	月1回 通算 60ヵ月限度	1回につき 5万円		90歳まで自動更新 10年満了 一生保障
		ガンによる疼痛などの緩和のために緩和ケアを受けたとき	入院しなくても 保障	特約緩和療養給付金 特約基本給付金額	月1回 通算 12ヵ月限度	1回につき 5万円		

\*3 日帰り入院(入院日数が1日)とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことをいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にしてアクサ生命が判断いたします。  
 \*4 手術補完給付特約は、契約年齢9歳以下の方には付加されません。  
 \*5 対象となる手術(88種類)について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。  
 \*6 手術給付金日額・手術補完給付金日額・生活習慣病入院給付金日額・退院後療養給付金日額は、主契約の入院給付金日額と同額です。  
 \*7 公的助成などにより自己負担額が発生しない場合など、先進医療にかかる技術料が「0」となる場合は、先進医療給付特約(12)からの支払いはありません。

\*先進医療給付特約(12)、無事故割引特則およびガン化学療法・緩和療養給付特約については、入院給付金日額5,000円コース、10,000円コースにかかわらず、一律記載の金額・割合となります。  
 \*先進医療給付特約(12)について、同一の先進医療において複数回にわたって一連の先進医療給付金のお支払事由に該当する療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。また、給付対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。  
 ※給付金などのお支払いにはアクサ生命所定の条件があります。詳しくは、「重要事項説明書」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

ケガ保険  
病氣保険  
賠償保険  
旅行用品保険  
ゴルフ保険  
サポートプラン  
長期収入  
社員グループ  
家族生活費  
生活習慣病  
医療保険  
医が療ん保険  
自動車保険  
火地震保険  
ペット保険



# 月払保険料表 [集団扱] 重要

## 入院給付金日額5,000円コース (2018年10月現在、単位：円)

契約年齢(歳)	基本プラン		特約Ⅰ		特約Ⅱ		特約Ⅲ	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
0	1,275	1,310	—	—	190	195	—	—
1	1,270	1,305	—	—	190	200	—	—
2	1,270	1,300	—	—	190	200	—	—
3	1,260	1,295	155	125	190	205	—	—
4	1,260	1,300	165	135	195	210	—	—
5	1,265	1,315	170	140	195	210	110	110
6	1,275	1,330	175	145	200	215	110	110
7	1,290	1,355	185	155	200	215	110	115
8	1,310	1,380	190	160	200	220	115	115
9	1,330	1,405	200	170	205	225	115	120
10	1,525	1,635	210	170	205	230	120	120
11	1,555	1,670	220	180	210	235	125	125
12	1,585	1,705	230	190	210	235	130	130
13	1,615	1,740	245	200	215	240	135	140
14	1,650	1,770	255	210	220	245	140	145
15	1,685	1,805	270	220	220	250	145	150
16	1,710	1,835	285	230	225	260	155	160
17	1,745	1,870	295	240	230	265	160	165
18	1,780	1,905	310	255	235	270	165	170
19	1,810	1,940	325	270	235	275	170	180
20	1,845	1,980	340	280	240	285	170	190
21	1,895	2,015	360	290	245	285	175	205
22	1,935	2,050	380	305	250	295	180	225
23	1,970	2,090	400	325	255	300	185	245
24	2,010	2,125	420	340	260	310	185	265
25	2,060	2,160	440	360	270	315	190	285
26	2,105	2,195	465	380	275	320	200	315
27	2,150	2,220	495	400	280	320	205	345
28	2,200	2,260	515	415	285	325	215	380
29	2,245	2,285	545	435	290	325	225	410
30	2,295	2,320	575	460	300	330	245	455
31	2,350	2,355	610	485	305	335	260	495
32	2,400	2,380	640	510	315	335	285	540
33	2,465	2,420	680	530	325	340	305	590
34	2,525	2,460	720	560	335	345	335	640
35	2,580	2,500	755	590	345	350	365	695

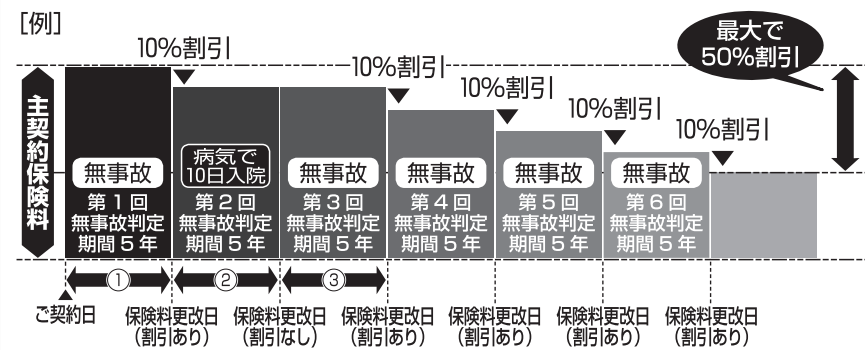
・主契約・手術給付特約・手術補完給付特約・先進医療給付特約(12)・生活習慣病入院給付特約(09)(120日型・Ⅱ型)・退院後療養給付特約/保険期間・保険料払込期間:終身  
 ・ガン化学療法・緩和療養給付特約/保険期間・保険料払込期間:10年(90歳まで自動更新。90歳時に、保険期間・保険料払込期間を終身として自動更新。)

## 入院給付金日額10,000円コース (2018年10月現在、単位：円)

契約年齢(歳)	基本プラン		特約Ⅰ		特約Ⅱ		特約Ⅲ	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
0	—	—	—	—	—	—	—	—
1	—	—	—	—	—	—	—	—
2	—	—	—	—	—	—	—	—
3	—	—	—	—	—	—	—	—
4	—	—	—	—	—	—	—	—
5	—	—	—	—	—	—	—	—
6	—	—	—	—	—	—	—	—
7	—	—	—	—	—	—	—	—
8	—	—	—	—	—	—	—	—
9	—	—	—	—	—	—	—	—
10	—	—	—	—	—	—	—	—
11	—	—	—	—	—	—	—	—
12	—	—	—	—	—	—	—	—
13	—	—	—	—	—	—	—	—
14	—	—	—	—	—	—	—	—
15	3,260	3,500	540	440	440	500	145	150
16	3,310	3,560	570	460	450	520	155	160
17	3,380	3,630	590	480	460	530	160	165
18	3,450	3,700	620	510	470	540	165	170
19	3,510	3,770	650	540	470	550	170	180
20	3,580	3,850	680	560	480	570	170	190
21	3,680	3,920	720	580	490	570	175	205
22	3,760	3,990	760	610	500	590	180	225
23	3,830	4,070	800	650	510	600	185	245
24	3,910	4,140	840	680	520	620	185	265
25	4,010	4,210	880	720	540	630	190	285
26	4,100	4,280	930	760	550	640	200	315
27	4,190	4,330	990	800	560	640	205	345
28	4,290	4,410	1,030	830	570	650	215	380
29	4,380	4,460	1,090	870	580	650	225	410
30	4,480	4,530	1,150	920	600	660	245	455
31	4,590	4,600	1,220	970	610	670	260	495
32	4,690	4,650	1,280	1,020	630	670	285	540
33	4,820	4,730	1,360	1,060	650	680	305	590
34	4,940	4,810	1,440	1,120	670	690	335	640
35	5,050	4,890	1,510	1,180	690	700	365	695

### 無事故割引特則について

5年間の無事故判定期間内において無事故であれば、以後の主契約の保険料を10%ずつ割引きます。主契約の保険料が最大で50%割引となります。



- ①第1回無事故判定期間で無事故に該当するので第2回無事故判定期間(②)の保険料を割引きます。(割引回数は1回となります。)
  - ②第2回無事故判定期間で無事故に該当しない入院があったため、第3回無事故判定期間(③)の保険料は第2回無事故判定期間の保険料と同額の保険料となります。(割引回数は1回のままです。)
- 以降、無事故に該当すれば、5回を限度に保険料を割引きます。

### 「無事故」とは、無事故判定期間中に次のいずれにも該当する場合をいいます。

- 主契約の災害入院給付金のお支払いがないか、または災害入院給付金のお支払日数が通算5日未満の場合。
  - 主契約の疾病入院給付金およびガン入院給付金のお支払いがないか、または疾病入院給付金およびガン入院給付金のお支払日数が通算5日未満の場合。
- ※災害入院給付金、疾病入院給付金またはガン入院給付金のお支払事由の発生日から、その入院給付金のご請求をアクサ生命が受けた日までの間に保険料更改日がある場合で、その入院給付金のお支払いにより無事故に該当しないこととなったときは、そのご請求を受けた日の属する無事故判定期間の保険料を直前の無事故判定期間の保険料と同額にあためます。

※契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。

※基本プランの保険料には、主契約、手術給付特約、手術補完給付特約、先進医療給付特約(12)の保険料が含まれています。(手術補完給付特約は、契約年齢9歳以下の方には付加されません。したがって、契約年齢0歳から9歳までの基本プランの保険料には、手術補完給付特約の保険料は含まれておりません。)

※ガン化学療法・緩和療養給付特約の更新後の保険料は、更新日の年齢および保険料率により新たに計算します。(例:30歳男性がガン化学療法・緩和療養給付特約(保険料245円)を付加された場合、40歳で更新される際の更新後のガン化学療法・緩和療養給付特約の保険料は、565円となります。なお、この更新後の保険料は2018年10月現在の保険料率で計算しております。)

※契約年齢14歳以下の方は「入院給付金日額10,000円コース」のご契約はできません。



# 先進医療 まるごとサポート

## 高額になりがちな「先進医療」の技術料を保障します。

先進医療給付特約 (12)

**特長 1** 先進医療の技術料を、一生涯にわたって**全額保障**\*1します。  
\*1 1回の療養につき1,000万円限度、通算2,000万円限度。給付対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。

**特長 2** 病院が遠方であった場合の、**交通費・宿泊費**などにもお使いいただける**先進医療一時金**をお受取りいただけます。

先進医療の技術料は全額自己負担です。  
先進医療とは、最先端の科学技術を医療に適用した治療法のうち、厚生労働大臣が承認したものをいいます。高い治療効果が期待できる一方で、その技術料は公的医療保険が適用されず全額自己負担となるので、患者にとっては重い負担となることがあります。

### お支払例

**先進医療 1 陽子線治療**  
技術料(平均額)\*2: 2,760,000円の場合

先進医療給付金 2,760,000円  
先進医療一時金 150,000円

**合計 2,910,000円**をお支払いします。

**先進医療 2 多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術**  
技術料(平均額)\*2: 580,000円の場合

先進医療給付金 580,000円  
先進医療一時金 150,000円

**合計 730,000円**をお支払いします。

\*2 「技術料(平均額)」は下記出典にもとづき算出(万円未満は切捨て)しています。(療養の種類や医療機関によっても異なります)  
出典:平成30年1月17日中央社会保険医療協議会資料「平成29年6月30日時点で実施されていた先進医療の実績報告について」(平成28年7月1日~平成29年6月30日の実績報告)  
\*上記の例は、2018年10月時点で厚生労働大臣により定められている先進医療です。先進医療は随時見直されますので、最新の内容は厚生労働省のホームページでご確認ください。

## さらに 安心して先進医療を受けていただくために 2つのサービスでお客さまをサポートします。

### 特に高額となる重粒子線治療・陽子線治療について お支払いの事前査定サービス

先進医療給付金などのお支払いが可能かどうかの査定を先進医療受療前に行い、結果をお客さまにご回答します。

※お支払い可否の最終判断は、先進医療受療後の請求書類にもとづき行いますので、事前査定の回答はお支払い可否を保証するものではありません。



### すべての先進医療について 医療機関への直接支払いサービス

アクサ生命から医療機関へ先進医療給付金を直接お支払いします。

※医療機関への直接支払いは、お客さまから医療機関に事前にご説明いただき、医療機関の事前了解が得られていることがお取扱いの条件となります。



※本サービスのご利用にあたっては、必要書類のご提出などアクサ生命所定の要件があります。  
※本サービスは、アクサ生命が提供します。サービス内容などについてご不明な点などありましたら、アクサ生命までお問い合わせください。  
※サービスの内容は予告なく中止、変更する場合がありますのであらかじめご了承ください。  
※先進医療給付金などのお支払いにあたっては、先進医療受療時に有効なご契約であることが条件となります。

# 手術保障 約1,000種類の手術を保障

## これまでお支払対象とならなかった手術もお支払対象となります。

手術給付特約、手術補完給付特約

**特長 1** 手術補完給付特約により、これまでお支払対象とならなかった**手術も保障**します。

**特長 2** 公的医療保険制度の対象となっている**約1,000種類の手術\***を保障します。

\*一部保障対象外の手術があります。また、手術給付特約では公的医療保険制度対象外の一部の手術も保障します。



### お支払例

入院給付金日額 5,000円コースの場合

**手術 1 鼓膜切開術**  
「急性中耳炎」と診断され、「鼓膜切開術」を受けた場合

手術給付特約 手術補完給付特約

手術補完給付特約から**手術補完給付金 25,000円**(5,000円×5)をお支払いします。  
\*手術給付特約の支払対象とならない手術でも、公的医療保険制度対象の所定の手術だった場合、手術補完給付特約からお支払いします。

**手術 2 虫垂切除術**  
「急性虫垂炎」と診断され、「虫垂切除術」を受けた場合

手術給付特約 手術補完給付特約

手術給付特約から**手術給付金 50,000円**(5,000円×10)をお支払いします。  
\*手術給付特約の支払対象となる手術の場合、手術補完給付金はお支払いしません。

# ガンの治療 変化するガン治療にも対応

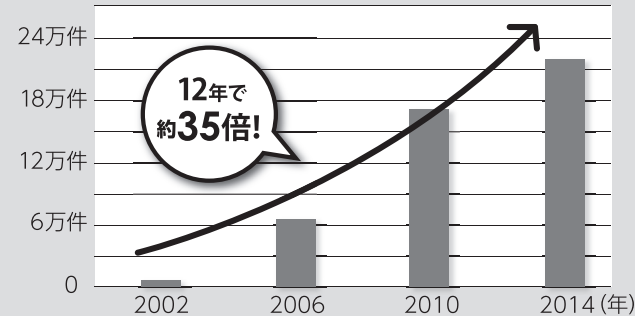
## 変化するガン治療のカタチにも対応します。

ガン化学療法・緩和療養給付特約

**特長** ガンによる「**化学療法(抗がん剤治療)**」の保障はもちろん、ガンによる**疼痛**などの緩和を目的とした「**緩和ケア(緩和療養)**」もしっかり保障します。

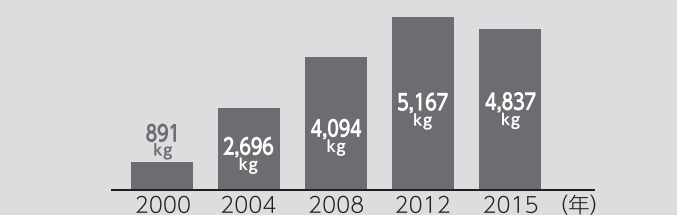
「化学療法(抗がん剤治療)」による治療は、厚生労働省が外来化学療法を推進していることもあり、患者の生活の質を維持する治療方法として、通院(外来)による治療が増えています。また近年では、患者の身体的・精神的痛みを取り除きながらガンを治療していく考え方が重視され、早い段階から医療用麻薬などを使用した「緩和ケア(緩和療養)」を取り入れる傾向が強くなっています。

■ 通院(外来)による化学療法の実施件数推移 (診療報酬における外来化学療法加算の算定回数)



※上記のデータは各年の6月に審査された1ヵ月分の件数です。  
出典:厚生労働省「社会医療診療行為別調査(2002年~2014年)」

■ 医療用麻薬の消費量 (モルヒネ・フェンタニル・オキシコドン)



※国際麻薬統制委員会(INCB)・統計のために定義された1日投与量(S-DDD: フェンタニル0.6mg = オキシコドン75mg = モルヒネ100mg)で換算。

出典:公益財団法人がん研究振興財団「がんの統計16」  
日本のモルヒネ・フェンタニル・オキシコドンの消費量の推移について [厚生労働省調べ(2015年)]

- ケガ保険
- 病気保険
- 賠償保険
- 旅行保険
- ゴルフ保険
- 長期収入
- サポート
- 社保
- 家族生活費
- 生活習慣病
- 医療保険
- がん保険
- 自動車保険
- 火災保険
- 地震保険
- ペット保険



# ご契約のお取扱い **重要**

## 1 ご契約日・保障が始まる日(責任開始期)

- ご契約日：富士ゼロックス株式会社……………2019年4月1日  
富士ゼロックス販売会社・関連会社……………2019年5月1日
- 保障が始まる日(責任開始期)：ご契約日と同日
- このご契約には、集団扱特約条項で定める「第1回保険料を集団から払い込む場合の責任開始期に関する特則」が適用されますので、上記ご契約日より保険契約上の責任(保障)が開始されます。  
※保険料は原則として毎月給与よりお払込みいただきます。

## 2 お申込み資格および取扱範囲について

- お申込み資格  
ご契約者：富士ゼロックス株式会社および富士ゼロックス販売会社・関連会社の役員・社員  
被保険者：ご契約者本人・配偶者および同居または生計を一にするご家族(子ども・父母)で、ご契約日における満年齢が0歳から70歳までの方  
なお、保険契約者が本人であれば、配偶者・子ども・父母だけのご契約もできます。
- 取扱範囲  
「入院給付金日額 5,000円コース」「入院給付金日額 10,000円コース」よりお選びください。  
※契約年齢 14歳以下の方は「入院給付金日額 10,000円コース」のご契約はできません。  
※「手術補完給付特約」は、契約年齢9歳以下の方には付加されません。  
※契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。  
※アクサ生命引受けの他のご契約との通算引受限度により、ご契約いただける入院給付金日額が制限される場合があります。

## 3 告知について

- ご契約に際しては、各被保険者について下記告知事項をご確認のうえ、申込書兼告知書の被保険者告知欄にある「いいえ」または「はい」のいずれか該当する方を必ず○で囲んでいただきます。

ア. 申込日現在、病気やけがで入院中、または入院が手術をすすめられていますか  
イ. 申込日より過去1年以内に病気で、継続して10日以上入院をしたことがありますか  
ウ. 申込日現在、妊娠していますか  
＜ガン化学療法・緩和療養給付特約のお申込みをされる方のみ＞  
エ. 今までに、ガン・悪性新生物(肉腫・白血病・悪性リンパ腫・多発性骨髄腫を含みます)および上皮内新生物(上皮内ガン)で、医師の診察・検査・治療・投薬・手術を受けたことや入院をしたことがありますか  
※「はい」に該当する場合は、ガン化学療法・緩和療養給付特約のお申込みはお引受けできません。

- ※「継続して10日以上入院」とは、1日も途切れずに連続して10日以上入院された場合をいいます。ただし、退院後、別の病院へ転院した場合や同一病院で転科した場合でも、入院日数が連続して10日以上であれば、上記「イ」に該当することとなります。
- ※告知事項の詳細および注意事項については、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)に記載の「告知について」「保険金などが支払われない場合について」を必ずご確認ください。なお、告知がすべて「いいえ」の場合でも、アクサ生命の過去の契約状況などを総合的に判断した結果、お引受けができないことがございますので、ご了承ください。
- ※給付金などのお支払いは、責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病を直接の原因として責任開始期以後にお支払事由に該当した場合に限ります。ご契約いただける方であっても、責任開始期前に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病を直接の原因として入院・手術などをされた場合は、給付金などのお支払いの対象となりません。ただし、責任開始期前に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病を直接の原因として入院・手術などをされたときでも責任開始期からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院・手術などについては、責任開始期以後の原因によるものとみなして、給付金などをお支払いします。

## 4 保険期間および保険料払込期間

- 主契約・手術給付特約・手術補完給付特約・先進医療給付特約(12)・生活習慣病入院給付特約(09)(120日型・Ⅱ型)・退院後療養給付特約の保険期間および保険料払込期間は終身です。
- ガン化学療法・緩和療養給付特約の保険期間および保険料払込期間は10年です。  
※この特約の保険期間満了の日の2ヵ月前までに更新しない旨のお申出がない場合は、この特約は自動的に更新されます。(更新後の保険料は、更新日の年齢および保険料率により新たに計算します。)  
※更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における年齢が90歳を超えると、90歳となるまで保険期間を短縮してこの特約を更新します。  
※90歳時には、保険期間・保険料払込期間を終身としてこの特約は自動的に更新されます。給付金などのお支払限度は更新前後を通算します。

## 5 保険料の払込

- 保険料は集団扱月払とし、毎月の給与より控除します。  
(第1回は、富士ゼロックス株式会社は2019年4月の給与より、富士ゼロックス販売会社・関連会社は2019年5月の給与より控除します。)

## 6 退職後のお取扱い

- 退職後も、所定の手続きにより個人扱(口座振替扱)で生涯保障を継続することができます。その際、保険料は集団扱による割引がなくなるため若干高くなります。

## 7 給付金などの受取人

- 被保険者となります。

## 8 税務のお取扱い(2018年10月現在)

- 給付金など  
非課税です。(所得税法基本通達9-21)
- 保険料は生命保険料控除の対象となります。(所得税法76、地方税法34・314の2)


## 9 代理請求特約について

- ご契約者が被保険者の同意を得て、この特約を付加した場合、所定の給付金などの受取人が給付金などを請求できない所定の事情があるときに、給付金などの受取人に代わり、以下のいずれかに該当している方が、給付金などを請求することができます。

①死亡保険金の受取人  
②被保険者の戸籍上の配偶者(①に該当する方がいない場合、または、①に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合)  
③被保険者の3親等以内の親族(①②に該当する方がいない場合、または、①②に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合)

※被保険者と同居、または、生計を一にしている方に限ります。

アクサ生命のデジタル約款のご案内  
「ご契約のしおり・約款」は、アクサ生命のホームページから以下のご利用方法でいつでもご覧いただけます。  
①アクサ生命のホームページ(www.axa.co.jp/)へアクセスし、「デジタル約款」を選択。  
②「お勤め先または団体を通じてご検討中のお客さま」を選択。ご検討中の商品名を検索またはすでにご契約中のお客さまは証券番号を入力して、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。  
※「デジタル約款」は契約日が2014年1月1日以降のご契約が対象です。  
※「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望のお客さまは、お問合せ先までご連絡ください。



### アクサメディカルアシスタンスサービス

**無料** でご利用いただけます。 ※優待サービス 郵送検査キットについては優待価格でのご提供となります。

**対象保険商品** **医療保険 入院保障保険(プライム60)**

病気の予防や早期発見から、病気になったときのサポート、治療後の回復や心のケアに至るまで、お客さまを支えつづけます。  
●「アクサメディカルアシスタンスサービス」の内容など、詳しくはアクサ生命ホームページでご確認いただくか、アクサ生命の担当者におたずねください。

被保険者さまがご利用いただけます。	被保険者さまとご家族がご利用いただけます。
●メディカルコンサルテーション(名医によるサービス) ●糖尿病サポートサービス	●Doctors Me ※ご契約者さまもご利用いただけます。 ●24時間電話健康相談サービス ※ご家族は被保険者と同居の場合にご利用いただけます。 ●介護・リハビリサポートサービス ※「あたまの健康チェック」は被保険者さまと同居のご家族がご利用いただけます。
ご契約者さま、被保険者さまとご家族がご利用いただけます。 <b>優待価格</b>	
●優待サービス 郵送検査キット	

※各サービスの最新の内容やサービス提供会社名は、アクサ生命ホームページにてご確認ください。カスタマーサービスセンター(TEL: 03-6757-0310 受付時間: 9:00 ~ 17:00 土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く)までお問い合わせください。  
※上記サービスはアクサ生命が提供する保険商品の一部を構成するものではありません。  
※各サービスをご利用の際には諸条件があります。  
※サービスの内容は予告なく中止、変更する場合がありますのであらかじめご了承ください。

ケガ保険	ケガ保険
病氣保険	病氣保険
携行品保険	携行品保険
賠償保険	賠償保険
ゴルファール	ゴルファール
長期収入	サポートプラン
社員グループ	社員グループ
家族生活費	家族生活費
生活習慣病	生活習慣病
医療保険	医療保険
医が療ん	医が療ん
自動車保険	自動車保険
火地震保険	火地震保険
ペット保険	ペット保険

# ■募集中止商品

2014年度より「入院保障保険(プライム60)」をご案内することとなったため、下記の商品は募集中止としております。

## 医療保険[5年更新定期型/終身型] (2010年度まで募集)

正式名称 5年更新定期型：高度先進医療給付特約・特定疾患給付特約付医療給付金付個人定期保険  
終身型：高度先進医療給付特約・特定疾患給付特約付医療給付金付個人終身保険

### ■保障内容 重要 【主契約の入院給付金日額5,000円の場合】

基本契約	給付内容	5年更新定期型 (医療給付金付個人定期保険)	終身型 (医療給付金付個人終身保険)	1生涯の保障
		<p>ご契約時の保険料が5年毎に見直しされます。(更新)ご健康状態にかかわらず更新できます。</p> <p>ご契約時の保険料が保険料払込満了まで変わりません。</p>		
患者負担の入院費などに <b>疾病・災害入院給付金</b>	病気により継続して8日以上入院したとき 不慮の事故により180日以内に5日以上入院したとき (1回の入院につき120日/通算700日限度) [入院給付金日額×入院日数]	初日から1日につき <b>5,000円</b>	初日から1日につき <b>5,000円</b>	1生涯の保障
手術に伴う諸経費に <b>手術給付金</b>	病気または不慮の事故により所定の手術を受けたとき (手術の種類により対象となる手術88種類) 一部の手術を除き、お支払限度はありません。 [入院給付金日額×50・30・15]	手術の種類に応じて、 1回につき <b>25・15・7.5万円</b>	手術の種類に応じて、 1回につき <b>25・15・7.5万円</b>	
<b>死亡・高度障害保険金</b>	病気等により死亡または所定の高度障害状態のとき [入院給付金日額×100]	<b>50万円</b>	<b>50万円</b>	
<b>災害・災害高度障害保険金</b>	不慮の事故により180日以内に死亡または所定の高度障害状態のとき [入院給付金日額×200]	<b>100万円</b>	<b>100万円</b>	
<b>高度先進医療給付金</b> (高度先進医療給付特約)	所定の先進医療*による療養を受けられたとき (通算700日限度) [主契約の入院給付金日額×技術料に対応する所定の給付倍率(305~5倍)]	技術料に応じて 1回につき <b>152.5~2.5万円</b>	技術料に応じて 1回につき <b>152.5~2.5万円</b>	
<b>特定疾患給付金</b> (特定疾患給付特約)	所定の特定疾患により継続して8日以上入院されたとき (1疾患につき1回限度) [主契約の入院給付金日額×30]	1疾患につき <b>15万円</b>	1疾患につき <b>15万円</b>	
<b>任意選択</b>		5年毎の更新で80歳まで保障		70歳までの保障
<b>成人病入院給付金</b> (成人病入院倍額支払特約)	所定の成人病により継続して8日以上入院したとき (1回の入院につき120日/長期継続入院給付金と合算して通算700日限度(基本契約と別枠)) [主契約の入院給付金日額×入院日数]	主契約の入院給付金(基本契約)にプラスして1日につき 初日から <b>5,000円</b>	主契約の入院給付金(基本契約)にプラスして1日につき 初日から <b>5,000円</b>	
<b>長期入院給付金</b> (成人病入院倍額支払特約)	所定の成人病により継続して270日以上入院したとき (1回の入院につき1回、成人病入院給付金と合算して通算700日限度) [主契約の入院給付金日額×100]	1回につき <b>50万円</b>	1回につき <b>50万円</b>	
<b>任意選択</b>		1生涯の保障		1生涯の保障
<b>短期入院の備えとして 初期入院給付金</b> (初期入院給付特約)	病気または不慮の事故により2日以上継続入院したとき (通算10回限度) [主契約の入院給付金日額×4]	1回につき <b>20,000円</b>	1回につき <b>20,000円</b>	

\*約款に定める高度先進医療を意味します。給付対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。

## 入院保障保険(終身型 09)〈60日型〉(2013年度まで募集)

正式名称 手術給付特約・先進医療給付特約(09)・特定疾患給付特約(03)・死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)・無事故割引特約付入院保障保険(終身型 09)〈60日型〉

### ■保障内容 重要 【主契約の入院給付金日額5,000円の場合】

基本プラン	主契約	特約	セット特約	任意選択	保障内容
基本プラン	病気(所定のガン以外)・ケガにより 1日以上入院されたとき <b>5,000円</b>	無事故判定期間内に 無事故とみなされたとき <b>10%割引</b>	病気・ケガにより 所定の手術を受けられたとき 手術給付特約 <b>20・10・5万円</b>	特約 I 所定の生活習慣病により 1日以上入院されたとき 生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・II型〉 <b>5,000円</b>	疾病・災害入院給付金 1回の入院につき60日/ 通算1,095日限度
	所定のガンにより 1日以上入院されたとき <b>5,000円</b>	主契約の保険料の <b>10%割引</b>	所定の先進医療*による 療養を受けられたとき 先進医療給付特約(09) <b>152.5~2.5万円</b>	特約 II 主契約の入院給付金の支払われる入院をし、 その退院時に生存されているとき 退院後療養給付特約 <b>25,000円</b>	ガン入院給付金 1回の入院・通算ともに お支払限度はありません。
	無事故判定期間内に 無事故とみなされたとき <b>10%割引</b>	手術の種類に応じて、1回につき <b>15万円</b>	所定の特定疾患を発病したと 医師により診断されたとき 特定疾患給付特約(03) <b>15万円</b>	特約 III 所定のガン、急性心筋梗塞または、 脳卒中と診断され 所定の状態になられたとき 3大疾病診断給付特約(03) <b>50万円</b>	無事故割引特則 (最大5回・50%割引)
	手術の種類に応じて、1回につき <b>20・10・5万円</b>	1疾患につき <b>15万円</b>	1疾患につき <b>15万円</b>		手術給付金 一部の手術を除き お支払限度はありません
任意選択					先進医療給付金 通算700倍限度
					特定疾患給付金 1疾患1回限度
					生活習慣病入院給付金 1回の入院につき120日/ 通算1,095日限度
					退院後療養給付金 通算10回限度
					ガン診断給付金 急性心筋梗塞診断給付金 脳卒中診断給付金 各診断給付金それぞれ1回限度

下記の特約 I、II、IIIをプラスすると保障がさらに充実します。

\*給付対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。

●既にご契約されている方の継続加入は可能です。(引続き保険料給与天引きによる継続加入のお取扱となります。)  
※追加契約、増額はできません。  
※解約、減額等をご希望の方は、別途お手続きが必要となります。  
※保障内容(概要)につきましては、上記をご参照ください。

※記載の商品内容は商品・制度の概要または一部を記載しております。  
ご契約いただいている商品内容の詳細につきましては、お手持ちの「保険証券」および「ご契約のしおり・約款」を参照のうえ、ご確認ください。

■このパンフレットに記載の内容は2018年10月現在のものです。

[引受保険会社]

### アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3

TEL 03-6737-7777 (代表)

www.axa.co.jp/

[お問合せ先・取扱募集代理店]

### 富士フィルムビジネスエキスパート株式会社 保険サービスセンター

〒107-0052 東京都港区赤坂9-7-3 TEL 03-5485-7585

[取扱店]

### アクサ生命保険株式会社 東京法人営業部

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3

TEL 03-6737-7440 ※音声ガイダンスに沿って「1」をご選択ください。

From No.0D2588(6.0) AXA-A1-1812-1810/9F7 2018.12.14

ケガ保険  
病氣保険  
賠償保険  
携行品保険  
ゴルフ保険  
長期収入  
サポート  
社保  
家族生活費  
生活習慣病  
医療保険  
医が療ん  
自動車保険  
火地災  
ペット保険



## 新登場 ライフステージの変化にあわせて柔軟に保障をえらべる〈医療保険〉

NEW/ ライフステージの変化に  
**ちゃんと応える医療保険 EVER**

契約年齢:0歳~満85歳まで

NEW/ ライフステージの変化に  
**ちゃんと応える医療保険 EVER**

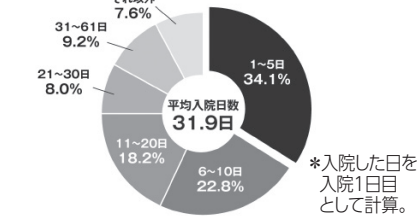
契約年齢:満15歳~満70歳まで

約2.0秒に1人が「病気」や「ケガ」で入院しています!

厚生労働省「平成28年 病院報告」よりアフラック作成

3人に1人は5日以内に退院しています。

●退院患者の在院日数の構成割合

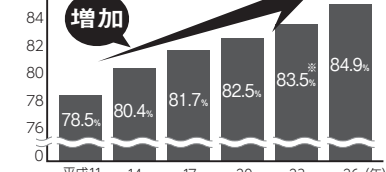


厚生労働省「平成26年 患者調査」よりアフラック作成

\*厚生労働省「平成23年 患者調査」については、宮城県の上巻医療圏、気仙沼医療圏及び福島県を除いた数値。

●通院の備えの必要性が高まっています。

●入院前通院の割合



厚生労働省「平成11、14、17、20、23、26年 患者調査」  
\*通院には在宅医療(往診)を含む \*割合を求めた総数から「他の病院・診療所に入院」の数を除いて表示

入院・通院給付金日額5,000円 保険期間:終身		
疾病・災害入院給付金	5日未満の場合 一律5日分	2.5万円
	5日以上の場合 1日につき	5,000円
手術給付金 (重大手術を除く)	がん(悪性新生物)に対する 開頭・開胸・開腹手術や 心臓への開胸術など 所定の手術 1回につき	20万円
	入院中の手術 1回につき	5万円
	外来による手術 1回につき	2.5万円
放射線治療給付金	1回につき	5万円
疾病・災害通院給付金	入院前も退院後も 1日につき	5,000円

終身

**特長**  
短期の入院も、  
入院前後の通院も保障!  
通院ありプランの場合

+ 特約で保障を強化できます!!

- 新登場** 働けなくなった時の  
当面の生活費を  
一時金でカバー **就労所得保障  
一時金特約**
- 新登場** 所定の精神疾患で  
働けなくなった時の  
当面の生活費を  
一時金でカバー **精神疾患保障  
一時金特約**
- 新登場** 所定の要介護状態に  
なったときの  
初期費用をカバー **介護一時金特約**
- 新登場** 認知症で所定の  
要介護状態になった  
ときの初期費用をカバー **認知症介護  
一時金特約**

\*特約のみのご契約はできません。  
\*特約の保険料は下記保険料表には含まれて  
いません。別途お問い合わせください。

**ダックの医療相談サポート** (株)ウェルネス医療情報センター、(株)法研、(株)保健同人社が提供する  
サービスです。アフラックの保険契約による保障内容ではありません。  
病気・ケガをしたときの治療費以外の不安や悩みもサポートします。

月払保険料例 [団体取扱] 定額タイプ 入院給付金支払限度:60日型 (三大疾病保険料払込免除特約) なし 保険料払込期間:終身

〈EVER〉通院ありプラン 入院・通院給付金日額5,000円	契約年齢	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
	男性	1,490円	1,855円	2,435円	3,705円	5,740円
	女性	1,625円	1,865円	2,210円	3,280円	4,910円

健康に不安がある方におすすめの  
引受基準緩和型医療保険

持病・既往症のある方をサポートします!

●この保険は、健康状態に不安などを抱えている方を対象に、告知項目を簡  
素化し、引受基準を緩和しています。このため、保険料が割増しされています。  
また、ご契約に際しては、職業、健康状態などによる制限があります。

健康に不安がある人も入りやすい  
**ちゃんと応える  
医療保険  
やさしいEVER**

●保障の対象となる先進医療は、厚生労働大臣が認める医療技術で、医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状等)および実施する医療機関が限定されています。また、厚生労働大臣が認める医療技術・適  
●(診断給付金複数回支払特約) (特定保険料払込免除特約) の中途追加はできません。●特約のみのお申込みはできません。●(総合先進医療特約) (抗がん剤・ホルモン剤治療特約) (がん先進医療特約)に

お問い合わせ先 **富士フィルムビジネスエキスパート株式会社** TEL 03-5485-7585  
(募集代理店) 〒107-0052 東京都港区赤坂9-7-3 FAX 03-5485-7586

## 現在のがんの治療に対応したアフラック最新の〈がん保険〉

生きるための  
がん保険  
Days1

契約年齢:0歳~満85歳まで

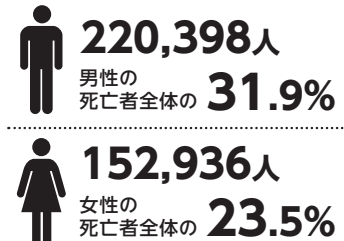
女性特有のがんにも手厚い  
生きるための  
がん保険  
Days1

契約年齢:満15歳~満70歳まで

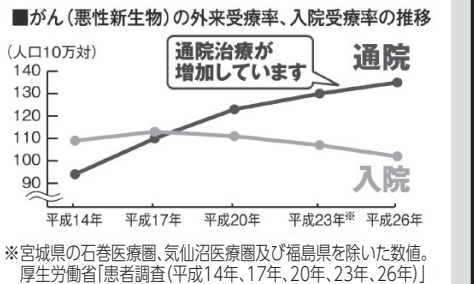
1年間に373,334人が、「がん」で亡くなっています。

※厚生労働省「平成29年 人口動態統計(確定数)の概況」

日本人の死因の第1位は「がん」!



「がん」を取り巻く環境は変化しています。



入院給付金日額5,000円 保険期間:終身(抗がん剤・ホルモン剤治療特約) (がん先進医療特約)は10年更新

診断給付金	一時金として それぞれ1回限り	がん 25万円	上皮内 新生物 2.5万円
特定診断 給付金	一時金として	25万円	
入院給付金	1日につき	5,000円	
通院給付金	1日につき	5,000円	
手術治療 給付金	1回につき	10万円	
放射線治療 給付金	1回につき	10万円	
抗がん剤・ ホルモン剤 治療給付金	治療を受けた月ごと 入院しなくても	5万円	乳がん・前立腺 がんのホルモン 剤治療のとき 給付倍率2倍 給付倍率1倍
がん先進医療 給付金	1回につき	先進医療にかかる技術料のうち 自己負担額と同額	
がん先進医療 一時金	1回につき	15万円	
複数回診断 給付金	1回につき	がん 50万円	上皮内 新生物 5万円

終身

10年更新

終身

**特長 1**  
入院も通院も  
日数無制限保障!

※三大治療(手術、放射線治療、抗がん剤治療(投与を除く)・  
ホルモン剤治療(投与を除く)のための通院や、所定の  
通院期間中(365日以内)の通院は日数無制限

**特長 2**  
手術、放射線治療、  
三大治療(抗がん剤・ホルモン剤治療)  
をしっかり保障します!

- + 特約で保障を強化できます!!
- がん治療に伴う外見の変化に備えます  
**外見ケア特約**
  - 緩和ケアを受けた時保障します  
**緩和療養特約**
  - 長期にわたる治療に備える  
**特定保険料  
払込免除特約**

\*特約のみのご契約はできません。  
\*特約の保険料は下記保険料表には含まれて  
いません。別途お問い合わせください。

▽上皮内新生物は保障の対象外

がん専門相談サービス **プレミアサポート** (株)法研が提供するサービスです。  
アフラックの保険契約による保障内容ではありません。

がん治療に伴う生活情報サービス (株)保健同人社が提供するサービスです。  
アフラックの保険契約による保障内容ではありません。

月払保険料例 [団体取扱] 定額タイプ 解約払戻金なしタイプ (特定保険料払込免除特約) なし 保険料払込期間:終身(抗がん剤・ホルモン剤治療特約) (がん先進医療特約)は10年更新

〈Days1〉ベースプラン 入院給付金日額5,000円	契約年齢	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
	男性	1,322円	1,777円	2,577円	3,957円	6,292円
	女性	1,317円	1,782円	2,522円	3,292円	4,067円

●レディースプランにつきましては、お問い合わせください。

既にアフラックのがん保険に  
ご加入されている方にはコチラ!

ご加入中の「がん保険」を活かして、  
現在の治療に対応したがん保障へ  
パワーアップできます!

あなたの保障を最新化  
**生きるための  
がん保険  
Days1プラス**

応症・実施する医療機関は随時見直されます。●アフラックの「がん保険」[医療保険]に付加する先進医療の特約は被保険者お1人につき通算して1特約のみご契約いただけます。  
は更新があり、更新後の保険料は、更新時の年齢・保険料率によって決まります。●保険料は1歳毎に変わります。記載以外の年齢やプランの保険料については募集代理店までお問い合わせください。

◎詳しくは「契約概要」等をご覧ください。(記載している保障内容・保険料などは2019年1月21日現在のものです。)  
(引受保険会社) アフラック 東京第二法人営業部 〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル Tel.03-3344-1473





随時

# 自動車保険

ご加入対象	退職後継続	申込み
本人および家族	○	随時

補償内容	マイカーの任意保険
割引率	32.5%※ 一括払の場合さらに5%割引が適用されます。
特長	お支払いは給与天引きです。ご家族のお車も対象となります。保険期間の途中で退職しても現役社員と同じ割引率でご契約いただけます。
お見積り	同封の「見積依頼書」でご依頼ください。お見積をお届けいたします。 ※FFBXのホームページ( <a href="http://www.ffbx.co.jp/">http://www.ffbx.co.jp/</a> )内の「保険メニューのご案内」からweb見積りもご利用いただけます。

※大口団体割引：大口団体割引「32.5%」は2019年3月1日～2020年2月末日の間に保険始期日があるご契約に適用されます。大口団体割引「30%」は2018年3月1日～2019年2月末日の間に保険始期日があるご契約に適用されます。大口団体割引は、富士フィルムグループ全体のお引受実績に応じて毎年3月1日に見直されます。

## 「富士フィルムグループ団体扱自動車保険」メリット 大口団体割引32.5%※が適用されます！

また、他社からの切替の場合、無事故割引（ノンフリート等級割引最大63%）も継続できます！

# New!

## 新規のお申込み手続きができるようになりました！



既に自動車保険に加入している方

年間保険料 <b>95,040円</b>	大口団体割引 <b>32.5% OFF</b>	年間保険料 <b>60,960円</b>
※毎月の保険料 7,920円 ※一般の口座振替 12回払		※毎月の保険料 5,080円 ※団体扱 12回払（給与天引き）

大口団体割引

19等級 運転者年齢条件 35才以上補償  
運転免許証の色 ブルー 記名被保険者年齢区分 35才以上

三井住友海上：GKクルマの保険（家庭用）で2019年3月1日以降保険始期のケース

キューブ（BZ11）に乗っている場合  
自家用小型乗用車／車両クラス4／自損クラス5／対物クラス4／傷害クラス5、使用目的：日常・レジャー、車両保険金額170万円（一般車両保険：免責5-10万）ロードサービス費用特約、全損時諸費用特約、車両保険無過失事故特約、対人賠償保険：無制限、対物賠償保険：無制限（対物超過修理費用特約）、人身傷害保険5,000万円、搭乗者傷害（傷害一時金1万円・10万円）、レンタカー一日額7,000円 被害者救済費特約 保険期間：2019年3月1日～2020年3月1日まで

◆本人、配偶者はもちろん、下記のご家族の車も大口団体割引が適用されます。◆

ご家族で2台以上お車をお持ちの場合

【本人】	【配偶者】	【同居の親族】 ※お子様、配偶者のご両親等	【別居の扶養親族】 ※離れて暮らすお子様等
------	-------	--------------------------	--------------------------

扶養の有無は問いません。

ご家族のお車も加入OK!

**！ ご注意点**  
団体扱自動車保険をご契約いただくには、保険契約者・記名被保険者・ご契約のお車の所有者のいずれもが以下の方であることが条件となります。  
保険契約者：富士フィルムホールディングス株式会社およびグループ会社に勤務され、毎月給与の支払いを受けていて、給与引き取りが可能な従業員、準社員、嘱託、契約社員の方（会社により異なりますので、ご注意ください。）  
記名被保険者：保険契約者ご本人、保険契約者の配偶者、「保険契約者またはその配偶者」の同居の親族、「保険契約者またはその配偶者」の別居の扶養親族のうちいずれかの方  
ご契約のお車の所有者：保険契約者ご本人、保険契約者の配偶者、「保険契約者またはその配偶者」の同居の親族、「保険契約者またはその配偶者」の別居の扶養親族のうちいずれかの方  
◎保険期間の途中で、保険契約者・記名被保険者・ご契約のお車の所有者のいずれかが上記の条件に合致しなくなった場合には、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。次のお手続きをお願いすることがあります。  
●未払込保険料を一括してお支払いいただく。  
●ご契約の期間が1年超の場合は、次回の始期日（保険開始日から1年ごとの日。）から一般の契約方式に変更いただく。

☆本ページは団体扱自動車保険「GKクルマの保険（家庭用）」の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。



随時

# 火災保険 地震保険

ご加入対象	退職後継続	申込み
本人および家族	○	随時

補償内容	ご自宅の建物・家財に生じた損害を補償
割引率	10%※ 年一括払の場合さらに5%割引が適用されます。
特長	お支払いは給与天引きです。保険期間の途中で退職しても現役社員と同じ割引率でご契約いただけます。
お見積り	同封の「見積依頼書」でご依頼ください。お見積をお届けいたします。

※ 2019年1月1日現在。割引率は富士フィルムグループ全体の火災保険の契約件数により変更される可能性があります。

## 「富士フィルムグループ団体扱火災保険」メリット 大口団体割引10%※が適用されます！

保険はすべて富士フィルムグループの団体扱制度で加入している <b>しっかりくん</b>	約10%割引!! 利用しない手はないね!	大口団体割引 <b>10% OFF</b>	年間保険料 <b>55,440円</b> ※毎月の保険料 4,620円 ※団体扱 12回払（給与天引き）
富士フィルムグループの団体扱制度を全く理解していない <b>とりあえずくん</b>	どこで入っても一緒でしょ?? 忙しくてそれどころじゃないよ。		年間保険料 <b>64,800円</b> ※毎月の保険料 5,400円 ※一般扱 12回払（口座振替）

**1年間で9,360円お得!**

◆物件種別：住宅物件 ◆所在地：東京都 ◆専有延面積：100㎡ ◆構造級別：H構造 ◆保険期間：1年  
◆セットする特約：①自宅外家財（6つの補償）特約 ②建物電氣的・機械的事故特約（免責金額3万円）  
③事故時諸費用特約（損害保険金の20%・300万円限度） ④地震火災費用特約（保険金額の5%・300万円限度）  
⑤失火見舞費用特約（1被災世帯あたり30万円限度・損害保険金の30%限度）  
◆保険金額：①建物2,000万円（免責金額3万円） ②家財1,000万円（免責金額3万円） ③自宅外家財30万円（免責金額3万円）

## 地震国日本！ 地震保険は必要な保険です



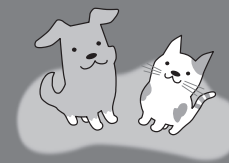
これらは火災保険では補償されません。  
（地震火災費用保険金はお支払いの対象となる場合があります。）  
**火災保険とセットで地震保険への加入をおすすめします。**

**！ ご注意点**  
①団体扱火災保険「GK すまいの保険」をご契約いただけるのは、保険契約者・記名被保険者が、それぞれ以下に該当する場合となります。  
◆保険契約者：（自動車保険の「ご注意点「保険契約者」と同じ）  
◆記名被保険者：保険始期日時点において、次のいずれかに該当する方  
①保険契約者ご本人 ②保険契約者の配偶者 ③保険契約者またはその配偶者の同居の親族 ④保険契約者またはその配偶者の別居の扶養親族  
ただし、次の場合に限り、⑤「保険契約者またはその配偶者の別居の非扶養親族」を記名被保険者としてすることができます。  
●①～④の方が、⑤の方が共有する物件を保険の対象とする場合  
●①～④の方が使用し、⑤の方が所有する物件を保険の対象とする場合  
◎保険期間の途中で、保険契約者・記名被保険者のいずれかが上記の条件に合致しなくなった場合には、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。次のお手続きをお願いすることがあります。  
●未払込保険料を一括してお支払いいただく。  
●保険期間が2年以上の場合は、次回の始期日（保険始期日から1年ごとの日。）から一般の契約方式に変更いただく。  
②大口団体割引率「10%」は2018年10月1日～2019年9月末日の間に保険始期日があるご契約に適用される割引率です。（ただし、地震保険には適用されません。）大口団体割引は、富士フィルムグループ全体のお引受実績によって毎年10月1日に見直されます。

☆本ページは団体扱火災保険「GK すまいの保険（家庭用火災保険）」の特徴を説明したものです。詳細は、商品パンフレットをご覧ください。

ケガ保険  
病欠保険  
賠償保険  
携行品保険  
ゴルフ保険  
長期収入  
社員グループ  
家族生活費  
生活習慣病  
医療保険  
医が療ん  
自動車保険  
火災地震  
ペット





団体扱契約は一般契約に比べて

年払 **3%** 月払約 **10%\*** 割安です!

※保険料の分割割増がかからないため

ペット保険  
革命

## うんちで健康を 調査する保険 誕生!!

愛犬・愛猫のうんちで腸内フローラを測定することで病気のリスクを判定し、  
 リスクが高い場合は無料で健康診断(血液検査)を受診できる、新サービスです!

※「どうぶつ健保ふち」「どうぶつ健保ふぁみりい ワイドタイプ」は対象外です。



腸内フローラ  
測定/年1回  
**無料**

健康診断\*  
(血液検査)  
**無料**



なぜ「うんち」で健康を調査する必要があるの?



「僕たちは“体調が悪いよ”と話せないから、元気がないとか目に見える症状が現われてからしか病院につれていってもらえないよね。」



「そうだね。気づいてくれたときには、すでに病気が進行している可能性もあるんだよね。」



「そう。だからうんちから健康度を測定することで、病気の早期発見につながるんだよ。言葉で体調が悪いことを訴えることができない僕たちには必要なんだよ。」

※腸内フローラ測定の結果、病気のリスクが高いと判断された場合、アニコム指定の動物病院で受診できます。(窓口精算対応病院とは異なります。)



どうぶつにも 人の健康保険のような  
**ペット保険があるのをご存知ですか?**

**アニコム損保** は

大切な家族を **病気にさせない保険** を目指しています!

愛犬・愛猫の病気やケガの補償はもちろん、腸内フローラ測定で病気のリスクをしっかりと判定。  
 「病気の兆候に発症前に気づく仕組み」を提供する業界初\*のペット保険です。\*2018年7月時点アニコム損保調べ

病気の早期発見・  
 早期治療をサポート!  
 生涯にわたって  
**安心をお届け!**

アニコム損保のペット保険

「どうぶつ健保ふぁみりい」の場合

従来の保険  
 \ 病気になった後に補償 /

物足りない



通院・入院・手術



充実の補償と  
 サービスが  
 嬉しいね



\ プランは3つからお選びいただけます! /

### 4つのPOINT

- 動物病院の窓口での精算OK  
※ふちは対象外です。直接アニコム損保へご請求いただく場合があります。
- 新規ご契約年齢7歳11ヶ月まで  
※年齢は保険契約の始期日時点での満年齢
- 3つの補償プランをご用意  
詳しくは右の表をチェック!
- どうぶつライフサポートサービス  
全国のペットと泊まれる宿・ホテル・カフェなどでサービスが受けられます。  
※ふちは対象外です。

	日々の通院から入院・手術までの あんしんのガッチリ充実補償!		入院・手術のみ補償!
	ふぁみりい70%プラン 支払割合70% 支払限度額と限度日数(回数)	ふぁみりい50%プラン 支払割合50% 支払限度額と限度日数(回数)	ふち70%プラン 支払割合70% 支払限度額と限度日数(回数)
通院	1日あたり 最高14,000円まで ※1年間にご利用できる日数は20日までです。	1日あたり 最高10,000円まで	通院は補償なし
入院	1日あたり 最高14,000円まで ※1年間にご利用できる日数は20日までです。	1日あたり 最高10,000円まで	1日あたり 最高14,000円まで
手術	1回あたり 最高140,000円まで	1回あたり 最高100,000円まで	1回あたり 最高500,000円まで

P1811-0081

ケガ保険  
 病気保険  
 携行品保険  
 賠償保険  
 ゴルフ保険  
 サポート  
 長期収入  
 社員グループ  
 家族生活費  
 生活習慣病  
 医療保険  
 医が療ん  
 自動車保険  
 火地災  
 ペット保険



## ◎引受保険会社一覧

(2019年1月1日現在。引受保険会社は会社の指定により変わることがあります。)

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社はそれぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

また、引受保険会社および引受割合は変更することがあります。なお、各保険会社の引受割合については、後日確定します。富士ゼロックス株式会社へお問い合わせください。

### 【損害保険】

- ケガ保険 ●病気保険 ●賠償保険 ●携行品保険 ●ゴルファー保険
- 長期収入サポートプラン ●自動車保険 ●火災保険

(病気保険、火災保険は、三井住友海上火災保険会社100%の引受となります。)

幹事会社 **三井住友海上火災保険株式会社**

総合営業第四部 第四課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL 03-3259-3155

東京海上日動火災 損保ジャパン日本興亜 セコム損保 あいおいニッセイ同和

(2019年4月21日以降、変更の可能性があります。)

- 自動車保険

**東京海上日動火災保険株式会社**

化学産業営業部 営業第五課

〒100-8050 東京都千代田区丸の内1-2-1

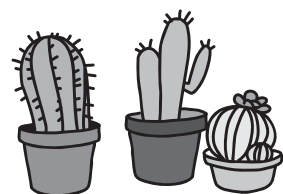
TEL 03-3285-0216

- ペット保険

**アニコム損害保険株式会社**

〒160-8352 東京都新宿区西新宿8-17-1 住友不動産新宿グランドタワー39階

TEL 03-6369-8541



## 【生命保険】

- 医療保険 ●がん保険

〔引受保険会社〕 **アフラック**

東京第二法人営業部

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル

TEL 03-3344-1473

AF006-2018-5548 12月5日(191205)

- 医療保険 (入院保障保険(プライム60))

〔引受保険会社・取扱店〕 **アクサ生命保険株式会社** 東京法人営業部

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3

TEL 03-6737-7440

- 社員グループ保険

〔引受保険会社〕 **日本生命保険相互会社** (事務幹事) 法人サービスセンター

TEL 0120-563-925

※お問合せの際には、記号証券番号(930-2357)をお申し出ください。

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日・12/31～1/3はお取り扱いしておりません。)

- 家族生活(費)保障保険 ●三大疾病保障保険 ●健康づくりサポート
- 【保険契約の契約代表者】富士フィルムホールディングス株式会社

- 家族生活(費)保障保険

〔引受会社〕 **明治安田生命保険相互会社** (事務幹事)

日本生命 第一生命 住友生命 富国生命 大同生命 三井生命

ジブラルタ生命 東京海上日動あんしん生命 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命

メットライフ生命 三井住友海上あいおい生命

- 三大疾病保障保険・健康づくりサポート

**明治安田生命保険相互会社 明治安田ライフプランセンター株式会社**

お問い合わせ先 明治安田生命 総合法人第二部 法人営業第三部

TEL 03-3560-5736

- 医療保険 (生活習慣病保障プラン)

〔引受保険会社〕 **三井生命保険株式会社** 法人営業第二部

〒100-8123 東京都千代田区大手町2-1-1

TEL 03-6831-8825

※2019年4月1日より、三井生命保険株式会社は大樹生命保険株式会社に社名変更を行います。

※関係当局の認可を前提



保険種類		万一の事故時のご連絡先
団体損害保険(三井住友海上火災)	ケガ保険	三井住友海上火災 事故受付センター <b>0120-258-189</b> (24時間 365日受付サービス) または 富士フィルムビジネスエキスパート保険サービスセンター <b>0120-553-053</b> <b>内線8-216-323</b> (土日・祝日を除く平日9:00~17:40)
	病気保険	
	賠償保険	
	携行品保険	
	ゴルファー保険	
	長期収入サポートプラン	
社員グループ保険 (日本生命)	富士フィルムビジネスエキスパート保険サービスセンター <b>0120-553-053</b> <b>内線8-216-323</b> (土日・祝日を除く平日9:00~17:40)	
家族生活(費)保障保険 三大疾病保障保険・ 健康づくりサポート (明治安田生命)		
生活習慣病保障プラン (三井生命)		
入院保障保険(プライム60) (アクサ生命)		
医療保険 がん保険 (アフラック)	アフラック給付金・保険金ご請求 <b>0120-555-877</b> (土日・祝日を除く平日9:00~17:00)	
自動車保険 (三井住友海上) (東京海上日動)	三井住友海上火災 事故受付センター <b>0120-258-365</b> (24時間 365日受付サービス) 東京海上日動火災 事故受付センター <b>0120-119-110</b> (24時間 365日受付サービス)	
火災保険/地震保険 (三井住友海上)	三井住友海上火災 事故受付センター <b>0120-258-189</b> (24時間 365日受付サービス)	
ペット保険 (アニコム)	お問い合わせ・各種お手続きはあんしんサービスセンターへ <b>0800-888-8256</b> (受付時間: 平日9:30~17:30 土日・祝日9:30~15:30)	

## お問い合わせ先・取扱代理店

### 富士フィルムビジネスエキスパート株式会社 保険サービスセンター 職域グループ

〒107-0052 東京都港区赤坂9-7-3  
(営業時間 土日・祝日を除く 平日9:00~17:40)

Eメール **bxhoken@fujifilm.com**

TEL **03-5485-7585** FAX **03-5485-7586**  
 内線 **8-216-323** フリーダイヤル **0120-553-053**

※音声ガイダンスをお聞きいただき、電話機の6(団体保険募集)をプッシュしてください。

ホームページ <http://www.ffbx.co.jp/index.html>